



議 事 日 程（第 三 号）

令和七年三月六日（木） 午前十時開議

- 第一 議第一号から議第五十七号まで
- 第二 請願第三十二号
- 第三 一般質問



本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

- 一 日程第一 議第一号から議第五十七号まで
- 一 日程第二 請願第三十二号
- 一 日程第三 一般質問

出席議員

四十五人



十五番	十四番	十三番	十二番	十一番	十番	九番	八番	七番	六番	五番	三番	二番	一番
平野祐也君	澄川寿之君	伊藤英生君	中川裕子君	小川祐輝君	森益基君	山内房壽君	森治久君	黒田弘君	牧田秀憲君	今井瑠々君	平野恭子君	判治康信君	木村千秋君

三月六日

正 大 勝 光 慎 吉 美 正 敦 佳 惠 政 竜
 太
尚 人 博 士 尚 征 郎 近 穂 薫 也 修 子 幸 忠 司 嘉 也
君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君

欠

席

議

員

四十番

平
岩
正
光
君

三十四番
三十五番
三十六番
三十七番
三十八番
三十九番
四十一番
四十三番
四十四番
四十五番
四十六番
四十七番
四十八番

猫 岩 玉 尾 村 森 佐 伊 川 伊 渡 野 水
田 井 田 藤 下 藤 藤 上 藤 辺 島 野
豊 和 義 貴 正 武 秀 哲 正 嘉 征 正
太
孝 郎 浩 昭 夫 弘 彦 光 也 博 山 夫 敏
君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君

職務のため出席した事務局職員の職氏名

同	同	同	同	同	同	議事調査課管理調整監	議事調査課長	総務課長	事務局長
主任	主査	主査	主査	係長	課長補佐				
古田	横田	杉山	脇若	佐藤	水野	大平	若野	桂川	山田
健	直	俊	知	由	智	洋		義	
児	道	之	香子	子	裕	右	明	彦	恭

説明のため出席した者の職氏名

知事	副知事	会計管理者	総務部長	清流の国推進部長	危機管理部長	環境生活部長	健康福祉部長	健康福祉子ども・女性局長	商工労働部長	農政部長	都市建設部長	教育長	警察本部長
江崎	大森	丸山	三木	市橋	平野	渡辺	丹藤	堀	兼松	足立	藤井	堀	三田
禎	康		文	貴	孝	幸	昌	智	伸	葉	忠	貴	豪
英	宏	淳	平	仁	之	司	治	考	和	子	直	雄	士
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

+++++

三月六日午前十時開議

○議長（水野正敏君） おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

+++++

○議長（水野正敏君） 日程第一及び日程第二を一括して議題といたします。

+++++

○議長（水野正敏君） 日程第三 一般質問を行います。あわせて議案に対する質疑を行います。

発言の通告がありますので、順次発言を許します。十四番 澄川寿之君。

〔十四番 澄川寿之君登壇〕（拍手）

○十四番（澄川寿之君） 皆さん、おはようございます。

議長より発言のお許しをいただきましたので、岐阜県議会公明党の代表質問を行わせていただきます。

質問に入ります前に、江崎知事におかれましては、このたびの岐阜県知事選挙におきまして初当選されましたこと、改めておめでとうございます。江崎知事が県民の皆様の負託にお応えできるよう、私どもとしまして、政策提案等もさせていただきながら、県政発展に努めてまいる所存です。どうぞよろしくお願いいたしま

す。

それでは、以降、通告に従い、七項目九点につきまして、順次質問をさせていただきます。

初めに、人口減少対策について、江崎知事にお尋ねをさせていただきます。

人口減少対策については、岐阜県をはじめ、国内全体での課題であることは言うまでもありません。江崎知事におかれましても、政策のテーマとして、「安心と挑戦の岐阜県…共に未来を創る場所（ところ）」を掲げ、人口減少が深刻化する現状を転換すると示しておられます。私自身、最も重要なテーマと考え、昨年九月議会において、古田前知事に人口減少社会に着目された思い、今までの取組と今後の課題について質問をさせていただきます。

古田前知事は、御自身が人口減少に早期に着目をし、自然減、社会減対策に取り組んできたことを紹介されながら、令和六年六月に岐阜県人口問題研究会を再スタートし、本県において若い女性の県外流出が目立っていることも含め、これまでの取組の再検証を行っている。年内には中間報告をまとめるとともに、今後策定する岐阜県こども計画のみならず、教育、雇用、地域振興、リニア中央新幹線活用戦略、森林サービス産業の育成など、幅広い分野の施策につなげていかなければならないと考えていると御答弁をいただきました。

その後、十二月に人口問題研究会の中間報告が発表されました。中間報告では、岐阜県における人口の現状、岐阜県の人口動態に与える要因の分析、これまでの十年の対策の検証、将来人口の推計、そして人口減少対策の課題と方向性が示されました。

私としては、県民の方々とお話をさせていただく中で、特に自然増に向けた取組という点について、子供を産み育てる世代の方々の問題とするのではなく、より幅広い社会の理解が必要だと感じております。中間報告

では、人口リテラシーという言葉で表現をされています。言葉の説明として、人口の数やその変化についての知識を持ち、若い世代が都会に集中することで地方の人口が減少する。人口が減ると労働力が不足したり、学校や病院が減るなどの人口の変化が社会にどう影響するかを理解し、それを基に考えたり行動したりする力のこと、とありましたけれども、私が最も必要だと感じる幅広い社会の理解として、多くの県民の皆様がこの人口リテラシーというものを御理解いただき、またお力をいただきながら、岐阜県全体として人口減少対策に取り組んでいかなければならないと感じております。

知事は、就任初日の県職員の皆様へのメッセージの中で、知事や我々議員は、選挙を通して有権者と意見を交わし、結果を受け、負託に応えていくことがある一方で、県職員としては、今の有権者だけではなく、未来の有権者に目を向けて仕事に取り組んでほしいとおっしゃっていたと記憶をしております。大変に重要な視点です。

そこで、江崎知事にお尋ねをいたします。

本県の人口減少の現況を踏まえ、今後どのように取り組まれるのかお聞かせください。

続きまして、二点目に、江崎知事の目指すべき施策のテーマから、子供を産み育てやすい環境やサポートシステムについてお伺いしたいと思います。

自然減の対策として大変に重要なテーマであり、昨年十二月に岐阜県に対し提出しました岐阜県議会公明党の予算要望の中にも、「子供の幸せが最優先の社会へ、教育・子育て支援の充実」を柱立て、妊娠時から出産、子育てまでの伴走型相談支援と経済的支援の一体的な実施や私学への各種助成制度の拡充などについて要望させていただきました。

知事は、就任後、新年度へ向け、組織の改編、新年度予算編成と積極的に取り組まれ、四月からの組織改編の中で、子ども・女性局から子ども・女性部への格上げをする案を示されるとともに、子供を産み育てやすい環境やサポートシステムについて予算に反映されておられます。また、今後検討を進めるべき施策として、六つの点を整理されております。

私も保育現場の方と意見交換をさせていただいた折、病児・病後児保育、誰でも通園制度など、利用者さんからすれば大変に重要なサービスですが、一方で、保育士不足の課題がある中で運用していくことが難しいとの意見も伺いました。特に病児・病後児保育は、その利用者が多い少ないに関わらず、保育士、看護師の設置が必要となることから、結果としてその保育士さんの分は他の保育サービスの提供ができず、経営面では大きな負担になることも伺いました。そうした中でも、現場では使命感を持って取り組んでいただいている状況です。江崎知事は、現状の取組についてどのような課題があると受け止め、今後取り組んでいけるのか、御認識をお伺いしたいと思います。

そこで、江崎知事にお尋ねをいたします。

子供を産み育てやすい環境やサポートシステムについて、どのように取り組まれていくのか、お考えをお聞かせください。

続きまして、誰もが安心して搾乳できる環境づくりについてお伺いをいたします。

現在、多くの人が利用する施設には、赤ちゃんにミルクをあげることなどができる授乳室の設置が進んでおりますが、授乳室で搾乳もできることについては、まだ一般の理解が進んでいないと言われています。他の自治体ではありますが、入院中の赤ちゃんに母乳を届けるために自分で定期的に母乳を絞る必要のあったお母さ

んが一人で授乳室を利用して搾乳していた際に、赤ちゃんが一緒にいないのに一人で一体何をしているんだと、さも目的外利用しているかのような心ない言葉を投げつけられたことがあるそうであります。

また、産後に職場復帰する女性にとっても、職場で安心して搾乳できる場所の確保や周囲の理解などが課題となっておりです。赤ちゃんに授乳しない場合でも、母体では母乳が作られるため、母乳がたまった状態を放置しますと、痛みが生じたり、乳腺炎等を発症するおそれがあり、数時間ごとに搾乳する必要があるからです。実は、私の妻も乳腺炎になった経験がありまして、私自身も配慮不足があったことを苦い経験として受け止めております。しかし、職場に女性用の休憩室がなかったり、周囲に搾乳に関する知識や理解がないため、トイレで便器に向かって搾乳し、母乳を捨てたことがあるといった話も伺いました。授乳室と搾乳室を併記した表示にしている行政施設や大型商業施設なども存在しますが、まだまだその数は少ないのが現状です。

本年一月十六日の参議院予算委員会において、公明党の佐々木さやか参議院議員が国土交通省のバリアフリーガイドラインに授乳室での搾乳が可能であることについて記載するよう求めたところ、中野国土交通大臣から、ガイドラインの記載を充実させ、子育てバリアフリーの推進を図る旨の答弁があり、こども家庭庁からも国交省と連携した周知啓発の検討が示されました。

女性が出産後、安心して社会参画でき、健康に活動するためにも、社会全体が出産後の女性の健康管理について正しく理解し、公共施設や職場、商業施設において、安心して搾乳ができる環境を整えることが重要であると考えます。

そこで、子ども・女性局長にお尋ねをいたします。

出産や子育てへの支援を充実するため、授乳室でも搾乳しやすい工夫や職場における搾乳など、必要な方が

安心して搾乳できる環境づくりに取り組むべきと考えますが、お考えをお聞かせください。

以上で一回目の質問を終わります。

○議長（水野正敏君） 知事 江崎禎英君。

〔知事 江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君） 皆様、おはようございます。

御質問いただきありがとうございます。

まず最初に、人口減少対策について御質問をいただきました。

本県における昨今の著しい人口減少は、特に二十代を中心とした若い女性の流出が最大の原因となっております。そして、その背景として、岐阜県の有効求人倍率が一・五を超えているにもかかわらず、若い女性の転出の最大の要因が職業上の理由となっている事実に着目する必要があります。これは、単に働く場所があればよいというのではなく、若い人にとって魅力ある仕事に就き、ワクワクしながら過ごせる環境が必要だということです。特に、男性、女性といった性差への偏見、古い価値観の押しつけなど、職場において若者や女性の意見が反映されにくく、力を発揮できる場が見いだせない結果、就職時における県外流出に歯止めがかからない状況にあると考えられます。

そこで、若者や女性が持てる力を発揮できる働いてもらい方改革を推進するとともに、若い女性が魅力を感じる仕事の創出を支援してまいります。

さらに、大都市にはない住みやすさ、快適さ、安全性といった点で魅力を感じてもらえることも大切だと考えております。特に若者、とりわけ女性にとって、すてきでおしゃれなまちづくりを目指すことで、若者の転

出抑制を図りたいと考えております。

次に、子供を産み育てやすい環境やサポートシステムのお尋ねがございました。

妊娠や出産というのは、本来、家族や社会にとつて大変喜ばしいことでございます。しかしながら、女性にとつては心身ともに負担が大きいとともに、近年では核家族化が進む中、母親は産後鬱、そして不安感・孤独感を感じるケースが多く、その後の子育ても含めて、社会的なサポートが十分とはいえない状況にあるんだろうと思っております。

このため、専門家を中心とする産前産後の継続的なサポートとして、助産師や保健師による伴走型の相談支援など、女性の心身のケアを強化してまいります。加えて、多様化する子育てニーズなどに対応するため、保育士や放課後児童クラブ従業者の育成・定着を一体的に支援する子育て人材支援センター、これは仮称でございますけれども、これを設置するなど、妊娠期から出産・子育てまでを一貫して支援してまいります。また、新生児マススクリーニング検査の対象を従来の二十疾患から二つ増やして二十二疾患に拡大するとともに、一か月児、さらには五歳児の健診体制の整備を推進してまいります。

また、議員御指摘のありました病児・病後児保育につきましては、地域間連携を促進することにより、負担の軽減と、そしてサービスの向上を図ってまいりたいと考えております。さらに、双子や三つ子といった多胎児を出産された方への支援金や、児童養護施設で育った子供たちなどの進学や就職に向けた準備金を新たに設けるほか、里親支援センターを県内四か所に設置するなど、特に支援を必要とする子供と子育て家庭へのサポートを強化してまいります。

このような問題にスピード感を持って取り組むために、新年度には子ども・女性局を部に昇格させ、体制を

強化してまいります。こうした取組を通じて、子供を産み育てるなら岐阜県と言っていただけのような政策を進めてまいります。

○議長（水野正敏君） 子ども・女性局長 堀 智考君。

〔健康福祉部子ども・女性局長 堀 智考君登壇〕

○健康福祉部子ども・女性局長（堀 智考君） 誰もが安心して搾乳ができる環境づくりについてお答えいたします。

県では、授乳やおむつ交換の場などを提供する民間・公共施設を赤ちゃんステーションとして九百五十一か所登録しており、施設ごとに授乳、おむつ交換など并表示し、利用できるサービスをお知らせしています。このうち、授乳することができる施設は三百六十七か所あり、そこでは搾乳することも可能です。

今後、さらにこの取組を広げるため、子育て家庭の利用が見込まれる飲食店や子供用品店等を中心に働きかけてまいります。また、議員の御指摘を踏まえまして、現在の授乳という表示を授乳・搾乳と併記する形で分かりやすく表記いたします。加えて、自宅や外出先から最寄りの赤ちゃんステーションをスマートフォンで手軽に位置検索できるよう、ぎふ子育て応援団のホームページを改良してまいります。

また、県内には、産後に職場復帰した女性が、職場の理解の下で、必要なときにいつでも授乳や搾乳ができるよう、柔軟に休憩が取れる企業もございます。こうした好事例を発信することにより、他の企業における取組を促進してまいります。

○議長（水野正敏君） 十四番 澄川寿之君。

〔十四番 澄川寿之君登壇〕

○十四番（澄川寿之君） それぞれ御答弁ありがとうございます。

それでは続きまして、中小企業・小規模事業者の支援について伺いをいたします。

近年課題となっております物価高に対応するため、県民の皆様の所得向上、賃金引上げの流れを確実なものにしていかなければならないと感じております。

大企業を中心として賃金上昇の気配が強まっていますが、県内では、特に中小企業・小規模事業者で働く皆様の後押しをしつかりとしていかなければなりません。こうした思いから、昨年九月の一般質問でも取り上げさせていただきました。中小企業・小規模事業者の皆様が高騰する材料費等を適正に価格転嫁をする、あるいは効率化等を図り、売上げを伸ばす、そして従業員の賃上げにつなげていくことが重要です。

令和六年度予算では、小規模事業者パワーアップ応援補助金を立ち上げ、売上増加や利益拡大につながる事業の転換や規模拡大に加え、賃上げの後押しに取り組んでいただき、大変に高いニーズがある一方で、事業採択率もほかの事業に比べると低くなっている点について意見を述べさせていただきました。こうした点から、新年度もより多くの事業者を支えられるよう、岐阜県議会公明党の予算要望においても重点項目として要望させていただきました。また、こうした有効な支援事業がより多くの事業者の方に伝わり、適切な支援を受けられるよう、改めて商工会等における相談支援体制を強化していただくとともに、支援策の幅広い周知もお願いをしたいと感じております。

このほかにも、中小企業・小規模事業者は、さらなる生産性向上や人材確保など、様々な課題への対応に迫られており、引き続きの支援は欠かせないものと思います。

そこで、商工労働部長にお尋ねをいたします。

中小企業・小規模事業者への支援について、新年度、どのように取り組まれるかお聞かせください。

続きまして、防災・減災対策について、三点お伺いをいたします。

今議会において、岐阜県強靱化計画の策定について上程されています。第三期となる岐阜県強靱化計画は、二つの切り口に着目し策定されています。一つは、国の国土強靱化計画の見直し、そして二つ目は能登半島地震を踏まえた震災対策の見直しです。

そこで、改めて能登半島地震を踏まえた震災対策との観点から、大規模災害を想定した市町村との連携についてお伺いします。

本年一月七日の毎日新聞に次のような記事が掲載されました。「避難所の運営、都道府県主体のはずが支援班設置は十四都道府県のみ」との見出しで、記事内には、災害救助法では、この法律が適用される大規模な災害では、避難所の運営や食料・物資の供給、医療などを含めた救助活動の主体は都道府県と定めている。だが、その一部を市町村に委託できることになっていて、実際の運営は市町村が主体という例がほとんどだとの記載がありました。

ここで、国の災害対策法制について確認をさせていただきますと、災害の予防、発災後の応急期の対応及び災害からの復旧・復興の各ステージを網羅的にカバーする災害対策基本法を中心に、各ステージにおいて、災害類型に応じておのおの個別法によって対応する仕組みとなっております。

先ほど記事内にありました災害救助法は、発災後の応急期における応急救助に対応する主要な法律です。災害対策基本法において、第五条に市町村の責務が記されており、市町村は、基礎的な地方公共団体として、防災に関する対策を実施する責務と災害応急対策及び応急措置を実施する義務があります。一方で、災害救助法

では、災害により多数の住家の危害、生命・身体への危害、被災者の救護を著しく困難とする特別な事情がある場合で、かつ多数の世帯の住家が滅失した状態、またはそれを生じのおそれをもたらす被害が発生した被災地に都道府県が適用され、法に基づく救助は、都道府県知事が現に救助を必要とする者に行う、必要に応じて、救助の実施に関する事務の一部を市町村長へ委任できるとされており、したがって、災害救助法が適用されない場合は、救助の実施主体は市町村となる一方で、災害救助法が適用された場合は、救助の実施主体は都道府県となっており、紹介した記事の内容は、この点について指摘をしている内容となります。

こうした観点に立った上で、私といたしましては、市町村では準備が困難、あるいは効率的でない資機材について、県が主導して準備すべきではないかと考えております。中でも、いわゆるTKB（トイレ・キッチン・ベッド）の準備が重要です。

本県においても、昨年度の補正予算でトイレトラックを整備され、先日視察をさせていただきました。能登半島の被災地では、簡易トイレ等の管理が十分にできなかったことから、トイレを利用できず、体調が悪化されたというお話もあり、とても重要なものであると再認識したところであります。

県内市町村においても、国の交付金を活用し、トイレカーやトイレトレーラー等の整備を進める予定と伺っておりますが、全ての市町村において整備できない部分もあります。こうした中で、県内全ての市町村に整備されるよう、市町村とも連携をして、例えば圏域に応じた整備計画のようなものを検討すべきではないかと県土強靱化・インフラ整備対策特別委員会の中でも意見を述べさせていただきました。

そこで、危機管理部長にお尋ねをいたします。

大規模災害を想定した資機材・備蓄品の準備や運用について、県内市町村と連携していく必要があると考え

ますが、そのお考えをお聞かせください。

二点目に、障がい者の方への情報格差をなくすための取組についてお伺いをいたします。

災害から命を守るためには、自助、共助、公助の三つの力が重要ですが、その中でも、災害発生時に何より大切なことは、自分自身の命を守る行動を取る自助の力です。そのためにも、災害情報を早く正確に発信することは、迅速な避難行動につなげるために必要です。情報の多くは、より速くたくさんの情報を伝えられると言われる視覚情報として、テレビやインターネットなどで提供されることもあります。その場合に必要となりますのが視覚障がい者の方々への配慮です。

例えば全国的に課題となっていますのがハザードマップです。水防法により、浸水想定区域にある市区町村は、住民や滞在者への周知を目的として、ハザードマップの配布といった必要な措置を講じる義務があります。しかし、令和三年六月に国土交通省が実施したアンケートによりますと、障がい特性に応じたハザードマップを作成している自治体は、作成中・検討中を含め、全体の五・三％にとどまります。

最近、線状降水帯に関するニュースなどでハザードマップの確認を促すアナウンスをよく聞きます。しかし、ハザードマップは、現在地と周辺のリスクの規模や範囲が色分けをされていて、平面に表現された地図です。いわゆる絵と一緒にするため、目が見えなかったり、視野が狭かったり、色彩が分からなかったりすると、その情報は活用できません。

そうした中、富山県では「耳で聴くハザードマップ」を導入されました。富山県において大雨警報が発表された際、同県公式ホームページで緊急情報を公開。「耳で聴くハザードマップ」は、同ホームページと同期して、そのお知らせをスマートフォンにプッシュ通知、鳴動し、警報の詳細を音声で伝えたとのことでした。

平成二十五年六月に制定された障害者差別解消法では、平成二十八年以降、行政機関に対して障がい者に対する合理的配慮の提供を義務づけていましたが、昨年四月の改正により、事業者においても障がい者に対する合理的配慮の提供を義務化したことから、障がい者を守る法的義務への対応がより求められるところです。さらに、障がい者の方の情報取得などを支援するための障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が令和四年五月に施行されています。基本理念の一つに、障がいの有無に関わらず、同一内容の情報を同一時点において取得できるようにすると明記されるなど、健常者との情報格差の解消を目指していることから、ぜひ本県においても取組を進めていただきたいと思います。

そこで、危機管理部長にお尋ねをします。

障がいをお持ちの方への情報格差をなくすための取組や支援についてお聞かせください。

三点目に、本県における木造住宅耐震化の取組についてお伺いします。

この点については、過去にも何度も取り上げていただいております課題です。

改めまして、能登半島地震では、多くの住宅が倒壊する甚大な被害が発生しました。昨年十一月に国土交通省が発表した令和六年能登半島地震における建築物構造被害の原因分析を行う委員会の中間取りまとめの中には、耐震化率が低い市町村において、建物被害が拡大していると記されております。具体的には、輪島市では四五％、穴水町は四八％、珠洲市は五一％だったそうです。

本県の木造住宅の耐震化については、今回上程されております第三期岐阜県強靱化計画にKPIの目標値として九五％と高い目標を掲げており、より一層の取組が必要となります。耐震診断・耐震改修助成の窓口となっている市町村と連携をして、取組をお願いしたいと思います。耐震改修助成の窓口とな

また、昨年八月に国土交通省が公表した木造住宅の安全確保方策マニュアルにおいて、耐震改修等を行うことができない場合でも、何もしないよりは、居住者の命を守る観点からリスクを低減し、人命の安全確保につながる可能性のある暫定的・緊急的な方策を講じることも有効との見解が示されました。

本県におきましても、これまで県民に対し、耐震化の啓発や耐震診断・耐震改修に対する補助を実施してこられました。様々な理由により耐震改修をなされないまま、大地震の際、倒壊する危険性が高い住宅に住み続けていらつしやる県民がいる状態であり、まずは県民の命を守るという意味からも、踏み込んだ支援が必要ではないでしょうか。

そこで、都市建築部長にお尋ねをいたします。

住宅の倒壊から県民の生命を守るため、木造住宅の耐震改修をちゅうちよされる方への支援が重要と考えますが、今後どのように取り組んでいかれるのかお聞かせください。

以上で二回目の質問を終わります。

○議長（水野正敏君） 商工労働部長 兼松伸和君。

〔商工労働部長 兼松伸和君登壇〕

○商工労働部長（兼松伸和君） 中小企業・小規模事業者への支援についてお答えします。

原材料費やエネルギーコスト高騰の中、中小・小規模事業者は、さらなる生産性向上や人材確保への対応など、経営課題が山積しています。県としては、新年度も切れ目なく支援をしっかりと行ってまいります。

まず、小規模事業者の稼ぐ力を強化する伴走型支援補助金を三億円から五億円に拡大いたします。また、過去六年間で二千者を支援した実績の中から優良事例を広く紹介するなど、さらなる有効活用を促してまいりま

す。加えて、新年度からはマイクロワークの導入など新たな働く環境づくりに取り組む事業者の補助率をかさ上げし、着実な人材確保につなげてまいります。

また、中小・小規模事業者を支える相談・伴走支援体制の強化も図ります。商工会・商工会議所における支援員のスキルアップ研修のほか、複数の商工会等が広域で支援する仕組みも整えてまいります。さらに、事業者のニーズを踏まえ、生産性向上を図るＡＩ・ロボットの導入のほか、高度外国人材の確保、従業員の学び直し・リスキリング情報の提供など、中小・小規模事業者に対し、多岐にわたる支援を行ってまいります。

○議長（水野正敏君） 危機管理部長 平野孝之君。

〔危機管理部長 平野孝之君登壇〕

○危機管理部長（平野孝之君） 防災・減災対策について、二点御質問をいただきました。

初めに、大規模災害を想定した市町村との連携についてお答えをいたします。

岐阜県総合備蓄計画では、市町村において災害発生後の救助に必要な資機材や個人備蓄を補うものを中心に整備をし、その補完を基本として、県が費用負担の大きいもの、特殊用途のもの、活用頻度の少ないものを中心に備蓄することとしております。

県では、昨年一月に発生した能登半島地震を教訓に、今年度、トイレトラックを配備するとともに、同様の車両を持つ自治体がお互いに応援し合うネットワークにも加盟いたしました。また、携行型の循環式シャワーや衛星通信スターリンクも各圏域に配備をしたところです。さらに、携行型のキッチンセットや風呂セットのほか、パーティションや簡易ベッドなども各圏域に分散して整備することも進めてまいります。

引き続き県として必要な資機材などの備蓄に努めるとともに、こうした資機材を災害時、円滑に活用できる

よう、市町村をはじめ、関係機関との訓練などを通じて連携体制の強化を図ってまいります。

次に、障がい者の情報格差をなくすための取組についてお答えをします。

県では、総合防災ポータルやX、フェイスブックなどで防災情報や避難情報などを随時発信しているほか、県公式LINEでも気象情報や避難情報などをプッシュ型で通知しております。これらは、ホームページ上やスマートフォンなどに搭載の音声読み上げ機能によってお聞きいただくことが可能です。また、ラジオや防災行政無線を通じ、直接音声による情報発信も行っております。

さらに、現在、関係団体と連携し、障がい種別に応じた災害への準備や災害時に受けられる支援を整理の上、ホームページに掲載できるよう作業を進めているところです。

御紹介のあった耳で聴くハザードマップは、音声により近くの避難所や災害に係る情報が通知されるもので、昨年四月から新たに開始されたサービスと承知しております。今後、先行して導入している他県での事業効果を調査してまいります。

引き続き障がいのある方々の意見を伺いながら、健康福祉部や関係団体と連携し、情報格差をなくすよう取り組んでまいります。

○議長（水野正敏君） 都市建築部長 藤井忠直君。

〔都市建築部長 藤井忠直君登壇〕

○都市建築部長（藤井忠直君） 木造住宅の耐震化のための取組についてお答えいたします。

令和六年能登半島地震での住宅被害を踏まえ、今年度は、市町村や木造住宅耐震相談士と共に各戸訪問による呼びかけを強化し、昨年度の三倍を超える千二百世帯以上で耐震診断を実施しました。他方で、これまで耐

震診断を受けた約二万世帯のうち、耐震改修につながったのは二割以下にとどまっております。この理由をアンケート調査で伺ったところ、工事に多額の費用が必要となることや、自分たちの世代以降に居住する見込みがないことから、高齢者世帯を中心に改修をちゅうちよされている状況が明らかになりました。

このため、従前から取り組んできた住宅全体の耐震改修に加え、地震によるリスクを低減させる当面の措置として、寝室への耐震シェルター設置など安価に対応できる部分的な改修についても新たに補助対象とする予定としております。このような部分改修を補助対象としているのは十市町にとどまっております、残る市町村に対し制度の創設を働きかけるなど、所有者の御事情を踏まえつつ必要な改修を進めていただけるよう支援してまいります。

○議長（水野正敏君） 十四番 澄川寿之君。

〔十四番 澄川寿之君登壇〕

○十四番（澄川寿之君） 御答弁ありがとうございます。

続きまして、サイバーパトロールの取組状況と今後のＡＩ技術の活用についてお伺いします。

本年二月十日、岐阜県警察本部が昨年一年間における県内の犯罪情勢について発表いたしました。昨年県内で発生した刑法犯の認知件数は、前の年と比べて五十四件多い一万一千九百七十三件、検挙件数は七十三件多い四千八百二件で、ともに三年連続の増加となっております。認知件数の種別では、窃盗犯が七千六百八十九件で二百十件減少しましたが、詐欺などの知能犯が一千三百八十一件で二百六十五件増加。知能犯では、特殊詐欺の増加が顕著で、認知件数は百件以上増え四百件に迫り、被害額は約十二億円ではほぼ倍増しております。また、昨年から統計を始めたＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺は約二百五十件に上り、被害額は二十六億円を超え

ました。

こうした現状を踏まえまして、岐阜県警察におかれましては、県民の安全・安心のため、さらなる取組をお願いしたいと思っております。

さて、数多くの犯罪がある中で、私が重点的に対策を講じる必要があると思いますが、現在、全国的に多発をしているインターネットやSNS等を悪用した犯罪です。とりわけ闇バイトについては、国境を越えた犯罪となっており、連日ニュースをにぎわしている状況です。

闇バイトの中でも特殊詐欺に目を向けますと、犯行の指示役とされる人物は自身が摘発されないよう正体を隠すため、現金やカードを受け取る受け子、現金を引き出す出し子などの実行役をSNSなどで募っており、少しでも多くの実行役を集めるため、その多くはホワイト案件等と募集の際に犯罪行為とは伝えず、高額報酬をほのめかす文言で誘っているようです。

このような状況の中で、兵庫県警察は、令和五年十月からAI（人工知能）を活用したサイバーパトロールを開始されました。兵庫県警が導入したシステムでは、受け子、出し子、一件十万円以上などと事前に指定した言葉を含むX（旧ツイッター）の投稿をAIが自動的に抽出。その内容を捜査員がチェックして、特殊詐欺などの疑いがあると判断した場合、投稿に警告文を送るなどしているとのこと。運用開始後、闇バイトと疑われる投稿を抽出して警告文を送った件数は、導入前と比べ三倍ほどに増えたということです。

本県においても、闇バイトなどをはじめとするSNS等を利用した悪質な犯罪を少しでもなくすために、今や各種犯罪の温床となっているインターネットやSNS等のサイバーパトロール強化が重要ではないかと感じております。

そこで、警察本部長にお尋ねをいたします。

サイバーパトロールの取組状況と今後のＡＩ技術の活用についてお聞かせください。

最後に、県内公立小・中学校の児童・生徒に対するメタバースを活用した学習支援についてお伺いいたします。

これからの公教育については、従来の学校教育に児童・生徒が合わせるのではなく、児童・生徒が学びたい場所を選ぶことができる環境づくりが求められていると感じております。その思いから、過去には民間フリースクールと教育委員会の連携について質問をさせていただき、連携が進んでいることをうれしく思っております。

また、先日は、岐阜県立華陽フロンティア高校の新校舎を視察させていただきました。定時制と通信制による教育プログラムが実施される学校ですが、生徒の学びやすい環境をつくる工夫が施されており、学校生活で力をつけ、社会で活躍することを願うばかりです。

さて、学びの多様化が全国で進む中、近年、不登校支援の一環として、メタバース（仮想空間）における子供たちの居場所づくりや学習支援に取り組む自治体が増えてきています。

メタバースとは、自宅のパソコン等から自身がアバターとなって利用できるバーチャル空間です。アバターとは、仮想空間上で出現する自身の分身となる存在やキャラクターのことですが、空間内では、仲間や支援員と一緒にゆったりと過ごしたり、ゲームや趣味の要素を盛り込んだオンライン授業で学んだりすることができま

す。また、支援員と個別に相談することもできるとのことです。

私の地元、岐阜市において、岐阜市立草潤中学校でメタバースを活用した学習支援を実施しております。

また、県内でもメタバース学習支援を行っている自治体もあると伺っております。

広がり期待される一方で、課題もあります。メタバース学習支援を実施する教員等の人材の確保や、各地域内では利用数が見込まれなければ継続が難しいとも伺っております。また、市町村教育委員会単位では実施が難しく、時間と場所を選ばない取組であれば、県として取組を検討できないのかとのお声も頂きました。

こうした中、静岡県では、新年度からメタバースを活用した不登校支援を実施することであり、その他の先進事例も調査し、岐阜県におけるメタバースの活用や市町村が行う場合の支援について御検討いただきたいと思っております。

そこで、教育長にお尋ねをいたします。

公立小・中学校の児童・生徒に対するメタバースを活用した学習支援について、県として検討すべきと考えますが、お考えをお聞かせください。

以上で私の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

(拍 手)

○議長（水野正敏君） 警察本部長 三田豪士君。

〔警察本部長 三田豪士君登壇〕

○警察本部長（三田豪士君） サイバーパトロールの取組状況と今後のAI技術の活用についてお答えを申し上げます。

県警察におきましては、インターネット上に氾濫する違法・有害情報対策を推進するため、警察本部及び警察署配備の専用端末を活用したサイバーパトロールを実施しておりまして、把握した情報を端緒とした取締り

や削除依頼、返信機能を活用した警告などを行ってございます。また、県内の大学生などで構成をする岐阜県警察サイバー防犯ボランティアとの連携によるサイバーパトロールも実施をしております。

AI技術の活用に関しては、警察庁がいわゆる闇バイト等の犯罪の実行犯を募る情報などを自動収集するAI検索システムを導入し、サイバーパトロールの高度化を図っています。

県警察におきましても、匿名化、秘匿化が進む犯罪組織の実態を解明し、有効な対策を講じていくため、AIを活用してインターネット上の情報をモニタリングするシステムを令和七年度中に新たに導入する予定であります。

こうしたAI技術の活用に当たりましては、その特性を踏まえ、引き続き有効活用できるよう検討いたしますとともに、今後、AI技術等も活用したサイバーパトロールの強化に取り組んでまいります。

○議長（水野正敏君） 教育長 堀 貴雄君。

〔教育長 堀 貴雄君登壇〕

○教育長（堀 貴雄君） 公立小・中学校の児童・生徒に対するメタバースを活用した学習支援についてお答えをします。

県内には五千人を超える児童・生徒が不登校となっておりますが、その状況は児童・生徒によりそれぞれ異なっています。これまで、このような状況に対して、校内外の教育支援センターの設置、フリースクールとの連携などに取り組んでまいりましたが、メタバースの活用は、家庭内から外に出ることが困難な場合に非常に有効だと考えております。

現在は、県内の四つの市においてメタバースを利用していますが、その中で、可児市では、児童・生徒の自

宅へ担当者が訪問し、利用を促すことで、現在三十二人が利用しています。また、他県の事例では、決まった時間に参加することで生活リズムを整える効果があったと聞いております。

県教育委員会としては、高校生を対象に試験的に行ったメタバースの利用実績を踏まえ、県内でメタバースを利用する四つの市の参加の下、他の市町村にも呼びかけ、今後、県内外の事例などを研究する場を設けていきたいと思っております。今後は、メタバースを含め、あらゆる手段を用い、不登校児童・生徒がどの支援機関ともつながっていない状況とならないようにしてまいります。

○議長（水野正敏君） 三十八番 川上哲也君。

（三十八番 川上哲也君登壇）（拍手）

○三十八番（川上哲也君） 通告に従い質問をさせていただきますが、最初に今回の質問に関する御報告として、能登半島地震の支援活動として実施してきましたお風呂、飛騨高山の湯が、（資料を示す）先日報道されましたように、十万人を超えました。地震発生のお風呂は二週間後、初めてお風呂に入った方、涙を流して喜ぶ方もありました。そのときがこの真ん中のお風呂であります。特にその二週間の間、避難所に入らず、ビニールハウスで寝泊まりをしていたという方、中で裸のまま抱き合って喜んだということを話してくださいました。ただ、当時は断水中だったため、このように給水車を自前で造って水を運ばなければなりません。その後、大きなお風呂を造って、五月には四か所のお風呂、同時運営だったため、毎日五百人以上が入浴するという、もう本当に忙しい毎日が続きました。

ただ、残念だったのは、九月の豪雨でありました。悲しい現実を再び目の当たりにすることになりました。その後、仮設住宅の建設が進むにつれて入浴者数が減り、先月、二月の時点では毎日百五十から百八十人くら

い入ってはいたんですが、避難所からの入浴者数がゼロに近づいてきたため、十万人入った飛騨高山の湯、お風呂の運営を終わらせていただくことになりました。

今、陸上自衛隊から南海トラフでもぜひ協力してほしいというオファーをいただいております。石破総理が進めておられる防災庁、南海トラフの発生時期によつては、防災庁が担当するということになるかもしれません。

ということ、今回はその防災庁の誘致についてであります。

昨今、災害が頻発化、激甚化している。（資料を示す）そして、南海トラフ地震がいつ起こるか分からないという状態でありますので、防災庁につきましては、一日も早く立ち上げていただきたいというふうに思っております。

最初に、防災庁ができるとどのようなことが改善されるかについて説明させていただきますと、まず当然のことながら専門性が向上します。そして、指揮系統を統一化できるというメリットもあります。専門性が向上させられるということについては、私も長い間災害の支援活動を行ってまいりましたが、それについて国のほうといろいろとお話をする中で、特に内閣府などとお話をする中で、職員の異動があるたびに、その前々に積み重ねられていた知識がゼロに戻ることも少なくなかった。そういったことで、防災庁ができるとそこ専門の職員さんが育っていくわけですので、当然のことながら、その知識、経験は継続されていきます。

そしてもう一点、指揮系統が統一される、これについてもそうでありますが、例えば今回の私たちがやったお風呂の問題であつても、じゃあどこにこれを相談したらいいのかということ、そして洗濯施設を造るにしても、どこに相談したらいいのか、どうやったら例えば災害救助法も生かしながら支援ができるのか、そういつ

たことについても、なかなか窓口が分からないということがありました。ですから、そういった指揮系統が統一されるといことも出てきます。

そういった専門性が向上させられる、指揮系統が統一させられる、そういったことによつて、当然のことながら、被災者支援活動はスムーズに、そして迅速に行われることになりますので、これは被災者としてもメリットが非常に大きいものであります。

次に、防災庁を岐阜県に誘致する。これは先日、知事の発言の中にありましたが、そのメリットとしてはどうなのかということですが、防災庁を岐阜県に誘致するということは、つまり人がそこに待機する。そして、またそれだけではなくて、機材もそこにある。それによつて、当然のことながら、もしこの近隣で大きな災害が発生したときの即応性が高まることになります。ただ、それだけではなくて、もし防災庁の誘致ができるということであれば、当然のことながら、その近隣のハード整備、そして通信インフラの整備、その期待もされるものでありますし、またそこにおける雇用というものも期待されるものであります。ですから、経済であるとか基盤整備であるとか、そしてまたそのほかの様々な面での期待がされるものであります。

ただ、防災庁の誘致といつても、防災庁本体なのか、あるいはその出先機関なのかということが分かれてきます。

先日、南海トラフの対策訓練、南海レスキューというものに参加をさせていただきまして、そこで自衛官さんと話をしておりましたら、その話題が出てまいりました。

自衛隊とは、今後、災害支援を行っていく上で、必ずと言っていいほど連携をしなければならない。となれば、防災庁の出先機関は、自衛隊の方面隊、図を皆様のところにもお配りさせていただいておりますが、例え

ば中部方面隊ですと岐阜県辺りから中国地方、四国地方までが中部方面隊、中部方面隊が一番広いんですが、東部方面隊が関東から北関東、東北方面隊が東北、北方方面隊が北海道、西部方面隊が九州というふうになっておりますが、こういった方面隊ごと、あるいは師団ごと、例えば岐阜県ですと第十師団というところの管轄エリアになりますが、そういったところのエリアごとに設置されるのか、まだこれは決まっておりますませんが、そういったことがあるのではないかという話が出ておりました。いずれにしても、防災庁、あるいはその出先機関、どちらであっても、岐阜県にとつては非常に大きいメリットがあるというふうに考えております。

そこで、江崎新知事への私からの最初の質問として、防災庁、これは支所、ランチを含むものですが、その誘致は岐阜県にとつても大きなメリットがあると考えております。ぜひ誘致活動を進めていただきたいと思います。

次も防災関連についてありますが、県と市町村、民間団体など、自治体以外の団体との支援体制づくりについてであります。

昨年の能登半島地震では、岐阜県からも多くの職員を現地に派遣し、避難所の支援などを行われました。大きな成果、そして今後の防災力アップにつながる知見が得られたのではないかと思います。そして、今後さらなる防災力アップを進めていくためには、能登半島地震ではうまくいかなかった点、その部分の改善も進めていかなければならないと思います。

今回の能登半島地震においては、オール岐阜という言葉が使われました。ただ、前回の議会においても、そのオール岐阜の支援というのが岐阜県と県内市町村というのがメインであって、そのほかの団体との連携がじやあうまくいっていたのかというところについては、クエスチョンマークがつくオール岐阜でありました。で

すから、そういった部分も含めて連携を今後進めていくべきと考えております。

先日、陸上自衛隊の、先ほども申し上げました南海レスキューの訓練でこういったことを発表されている方がありました。能登半島地震で、道路の啓開、啓開というのは手紙の拝啓の「啓」に「開」と書いて「啓開」。これは、例えば建物が倒れて道路を塞いでいる。その建物をどけて道路を通れるようにするのが啓開という言葉が使われますが、啓開作業をやるのに当たって、その自治体の情報をぜひ自衛隊のほうにもくれないかということを申出したところ、残念ながら断ってきたという自治体があったということが報告をされておりました。当然そういった情報交換をすることによって道路啓開作業が早く進み、支援活動もさらに進みやすくなったはずであります。

先ほどお風呂や洗濯施設を運営するため、給水車を自前で造ったということも報告させていただきましたが、それについても、なかなか自治体との連携がうまく取れなかった。岐阜県との連携もうまく取れなかったということが原因でありました。

逆に、ごく簡単なことでありますが、支援活動がうまくいくということもあります。

例えば昨年の台風十号災害、岐阜県も被災地の一つとなりましたが、（資料を示す）水害では、一刻も早く浸水部分を乾燥させることが重要なのですが、現地へ出かけて、それを現地の市町村や、そして社会福祉協議会に説明しても、なかなか理解が進まない場合が多くありました。しかし、これをうまくいくにお手伝いをしていただいたところがありました。例えば神奈川県、河野太郎衆議院議員の事務所がお手伝いしていただき、そしてまた岐阜県内では、大垣市では猫田県議、池田町では国枝県議、また山形県酒田市でも現地の県議が自治体との間に入ってくださり、そのおかげで乾燥作業を始めるまでの時間が大幅に短縮

されて、多くの方に喜んでいただけた。特に送風機を大量に導入した自治体では、乾燥に重きを置かなかった自治体に比べて臭いとかカビの相談が圧倒的に少なかったという効果もありました。

大垣市役所からの発信では、お配りした配付資料、そしてまたこのボードのように、自治体が間に入って機材を被災された方に提供する災害支援活動は、ほんのちよつとしたことがその初動を迅速化させ、その後の展開を大きく左右するということがあります。もちろん初めて会う団体、例えばそういった紹介なしに行った場合に、初めて会う団体が信頼できるのか。それを瞬時に判断することは難しいと思いますが、そこでどなたかが間に入ってくださる。それによってスムーズになることは少なくありません。

今、内閣府が同じような課題を認識して、被災した自治体に対して、この団体はこういったことができますよ、この団体はこんなことができるんだ、そういったことを被災地に提供するという準備作業を進めておられます。ただ、そういったことを今内閣府が進めておりますが、さすがに岐阜県内でどれほどの団体が登録されるのか。僅かになるのではないかと思います。

岐阜県においても、今後、例えば南海トラフ地震のような他県への支援活動を行うとき、あるいは県内で災害が発生したとき、この団体、あるいはこの組織はこういったことができるんだということを、またその実績をもって紹介する。被災自治体に対して県から伝えるだけでも全く違ってきます。結果的に被災された方の支援活動が早くなつてまいります。

民間の支援活動といつても、皆様御存じかどうか分かりませんが、今回の能登半島地震で、私のNPOが所属している団体、上の団体、ジャパン・プラットフォームというところでも、災害が起こった直後にヘリにドクターを乗せて珠洲へ運んだ、車が行けないところへ運んだということをやった団体もありました。そしてま

た、全ての仮設住宅に電化製品四万円ほどを、好きなものを買ってくださいうことで提供した団体もありました。そしてまた今回、私たちのような洗濯とか風呂の支援もありました。多くの団体が自治体と連携をし、やっておりますが、なかなかそこに県が入る、これができているかどうかというところでクエスチョンマークがついております。

そのほかにも、県内で、例えばオフロードバイクを使って災害現場の様子を、車が行けないところの様子を観察し、そしてその写真を本部へ送ったという実績のある団体もあります。そして、今後は、当然のことながらドローンを使った団体、そういったところも大きな役割を果たしてくれるというふうに思っております。これらの活動が単独で進められるのではなくて、県や市町村の活動とうまくリンクすれば、単に初動が早まるだけでなく、内容も充実させることができることは間違いありません。

それらを進めるためには、災害支援に関わる団体の力をうまくまとめられる仕組みづくりが必要であるものの、現状としては、NPOというところと一般ボランティアと同じ扱いで、例えばお風呂を設置する場合でも、どこに相談すればよいのか分からない状態となっております。

そこで質問であります、今後の災害支援では、支援先が県の内外どちらであるかに関わらず、県、市町村、民間団体など災害支援に関する関係者が力を合わせて活動できる仕組みが必要だと考えますが、知事のお考えをお答え願います。

次は農業関係の質問であります、最初に飛騨牛ブランドを守るための取組について質問させていただきます。

飛騨牛（ぎゅう）、飛騨牛（うし）、二年半後に全国和牛能力共進会、北海道全共が迫っております。そし

て、その五年後、再び岐阜県で全協が開催される予定となっております。

飛驒牛（ぎゅう）という話とは少しずれますが、今、ニュースで、飛驒牛乳、飛驒酪農の経営難によって、飛驒牛乳というブランドが消えてしまうかもしれないというニュースが報道されております。個人的な話ではありますが、私の祖母が女手一つでこの飛驒牛乳、牛乳配達、昔はリヤカーで配っていましたが、女手一つで、それで私の母とその弟二人を育て上げた。そういったこともあって、私もこのニュース、大変残念に思っている一人であります。

飛驒酪農の経営が厳しくなった原因は幾つもありますが、その中の一つとして、やはり餌代の高騰、そして乳価の低迷、そういったものも原因の一つにあると言われております。このように餌代の高騰などで苦労しているのは、今御紹介した酪農家だけではなくありません。今回の質問テーマである飛驒牛（ぎゅう）、飛驒牛（うし）の生産農家についても厳しい状態となっております。

肉牛の生産につきましては、子牛を産ませて、それをある程度の大きさにして売る繁殖農家、売られた子牛を買ってきて大きく育てる肥育の農家、それを一貫して行う一貫の農家という三つに分類することができます。これら畜産農家は、今、非常に厳しい状態になっていることは皆様御存じかと思いますが、その中でも、特に昨今は繁殖農家、子牛を産ませて出荷する農家が、今のままだと十年以内に半減、あるいはさらに厳しい状態になるのではないかとという声もあります。これは、岐阜県で生まれて岐阜県で育ったという飛驒牛（うし）、この危機状態が迫っているのかもしれないということにもなります。

先ほども述べましたように、今、畜産業全体が厳しい状態となっているため、肥育農家としても、生産コストを抑えるために他県の安い子牛を導入せざるを得ないと悩んでいるところもあります。

そこで、繁殖農家の方と話をしますと、子牛が高く売れない、利益が少なくなっている。そのため借金を返せない農家が少なくないばかりか、次の借金をすることさえできない農家も増えている。お金を工面するため雌牛を出荷する農家も増えて、今年に入ってから既に五百頭以上の雌牛が出荷されてしまった。今後、間違いなく繁殖農家は激減すると思うし、飛驒で全共を開催する七年後には、繁殖農家は残っているのだろうかと思ふ。悲観する声も聞こえてきております。

飛驒牛（ぎゅう）ブランドを守るためにも、畜産業を守る、飛驒牛（うし）を育てる農家を守る、そして特に厳しい状態となっている繁殖農家を守らなければなりません。非常に厳しい状態となっている繁殖農家、先ほど述べましたような現実がある中で、飛驒牛（ぎゅう）ブランドを守っていくため、県としてどのように取り組んでいくか、今後の方針について、知事、お答えください。

最後は、農業の経営継承と経営の継続に対する支援であります。

今、岐阜県においても農家数が減少し、例えば飛驒のホウレンソウ、最近一年間で生産農家が二十二軒減り、面積としては十町歩、約三万坪減ったとのことであります。この原因は様々あり、昨今のコスト上昇、天候や災害で収穫が大きく左右される収入の不安定さ、御存じの方も多いと思いますが、郡上の石徹白では、六十数棟のビニールハウスが今の雪で壊れてしまったという報道もあります。

そういった収入の不安定さ、若者の農業離れが進んでいること、新規参入のハードルが高い、そして賃金を上げにくい中での人手不足なども上げられます。これらの課題に対して、県も新規就農者への支援を手厚くしているほか、生産面積を拡大する際にも補助を受けやすくしており、この部分については評価されるものというふうに思っております。しかし、残念ながら新規就農者よりも離れていってしまう離農者のほうが多いため、

現実としては減ってしまっていると、この事実は変わっておりません。

そこで、蔬菜農家の組合からお話を伺いましたところ、新規就農者や生産面積拡大の場合は補助を受けやすくなっているものの、現役の生産者が現状の蔬菜生産を長期に継続していく上でも、ハウスの建て替えや資機材の買換えに対する補助が必要だという御意見をいただきました。これは、今回だけではなく、何年も続けて同じような話が出ております。

例えばビニールハウス。平成三十年の台風災害時に被災したビニールハウス百数十棟の解体をお手伝いさせていただきましたが、そのときも地上部分と土に埋まっている部分の境目の辺りがぼきと折れてしまうものが多く見受けられました。これは、地下部分が腐食していたからであります。

ビニールハウスは、当然のことながら年々劣化をします。耐用年数というものもあります。劣化したら新しいものに変えなければなりません。しかし、現在は、パイプを太くする、ビニールハウスのパイプを太いものに変える。そういったものには補助はあるんですが、そのままの状態で継続しようとしてもなかなか補助はもらえない状況であります。しかし、農家さんの中には、劣化しても同じ状態での継続を望まれる方が多い。パイプを太くするのではなくて、そのままの状態でやりたいという方も多い。これが現実であります。

そして、農業を継続するためには、次の代、子供の世代とかその次だとか、次の代へ引き継いでいかなければなりません。たとえ家族であっても次の代が新規就農する際には補助があってもよいはずですが、受けにくい状態となっております。親の世代が補助を受けて建てたハウスは、当然のことながら劣化しております。二十年、あるいはそれ以上たったら、地中部分は腐食してしまつて折れやすい状態になっております。そのほかにも、機械を自分で改良しても補助はもらえない、突然の故障に対して補助金がないなど、必死にやっている

農業を続けようとする方に対する補助は薄いと言わざるを得ない状態であります。

知事も農作業をされておりますので、この辺はよく御存じかと思いますが、そしてこの四年間、県内をくまなく回る中で、こういった苦勞も何回も耳にされているのではないかと思います。岐阜県の農業をどう守っていくか。確かに新規就農者への支援も大切であります。農家の経営をどのように承継していくか、農業を次の代へ移行していくときの支援策をどうするのか、そして長く農業を継続している方に対して、施設の耐用年数等を考えた支援策なども必要となつております。これについて、農政部長、どのように取り組まれるかお答えを願います。

以上、前向きな回答を期待し、私の質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございます。

(拍 手)

○議長（水野正敏君） 知事 江崎禎英君。

〔知事 江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君） 最初に、岐阜県への防災庁の誘致についてお尋ねがありましたので、ここからお答えをさせていただきます。

石破首相でございますけれども、新たに創設する防災庁を含め、政府機関の地方移転を進める考えを示しておられます。

仮に本県に防災庁を誘致できれば、議員御指摘のとおり、国との連携が取りやすくなるだけではなく、例えば防災庁の専門家と交流が深まることで、県内の防災人材の育成につながるといった効果が期待できます。さらには、本県をフィールドにモデル事業を提案・展開し、その成果を発信することもできると考えております。

また、仮に防災庁本体ではなく、出先の機関の設置にとどまった場合でも、こうしたメリットは一定程度生み出されるものと考えております。

本県は日本の中央に位置し、道路交通網も東西南北に整備され、リニア中央新幹線が開通すれば、東京とのアクセスが飛躍的に向上することになります。また、南海トラフ地震で想定される津波の被害を考慮する必要がなく、さらには富士山の西側に位置することから、仮に富士山が噴火した場合でも、地球の自転の関係で煙は東側に流れるということもありまして、噴煙の影響を受けにくいなど、国の災害対策の中枢が立地する場所として、地理的に大変優位であると考えております。

現在、国におきましては、防災庁設置準備アドバイザー会議を設け、防災庁が担うべき役割や体制の在り方などについて、本年夏頃をめどに取りまとめる方針であると伺っております。このため、その動向を注視しながら、本県がその選択肢に上がるよう、防災庁が設置された場合の国側のメリットも整理しつつ、しっかりとアピールしてまいります。

次に、防災対策における県・市町村・民間団体等との協力体制の構築についてお尋ねをいただきました。

我が国では、阪神・淡路大震災を契機に個人ボランティアが広がりまして、東日本大震災、熊本地震などの大規模災害を経て、社会に定着してきたと思っております。そして、御指摘がありましたように、専門的な知識やスキルを持ったボランティア団体も数多く育ってまいりました。

こうした中、大規模災害時における災害対応に当たりましては、国や市町村、消防、県警などの行政機関はもとより、自治会や個人ボランティア、豊富な支援経験を有するNPOなどの専門ボランティア、あるいは企業や事業者といった様々な民間団体との協力体制の構築が不可欠でございます。このため、本県がその司令塔

となつて、行政機関と民間団体との円滑な連携に向けて対応に当たると認識しております。

現在でも、災害時には県庁五階の危機管理フロアで関係者が一堂に会し、電気・通信などライフラインの民間事業者と共に復旧調整を図るほか、医師や看護師などと共に災害医療に係る活動調整を行うこととしております。仮に本県が被災した場合や災害を受けた他県を支援する場合、またそれらが複合的に生じた場合のいずれであっても、様々な行政機関や民間団体と共に、被害情報の速やかな収集、支援要請の把握、それらに応じた活動調整や実施判断などを行つてまいります。

また、昨今は災害時に支援いただける専門ボランティアの活動内容が多岐にわたり、被災者支援に関わる主体も多様化しております。まさに議員御指摘のとおりでございます。行政とも連携して、こうした専門ボランティア同士の活動調整を担う災害中間支援組織の設置についても関係者間で協議を進めてまいります。

こうした中間支援組織も含め、民間団体と密接に連携できるよう、日頃から顔の見える関係の構築に向けて、対応手順を確認する訓練の実施や応援協定のさらなる拡充についても取り組んでまいります。

最後に、飛騨牛ブランドを守るための取組についてお答えをいたします。

飛騨牛の年間認定頭数は、ここ十年、県が定めた目標である一万五百頭に達していない状況にあります。中でも、近年、肉用牛の経営は、飼料価格高騰による生産コストの上昇と、特に繁殖農家については、肉用子牛の価格低下により収益が減り、経営が厳しく、頭数が減少しております。さらに、高齢者を中心に離農が進み、農家戸数も減少しております。

県としては、飛騨牛ブランドをさらに発展させるためには、まずは国内外のマーケット拡大を進めてまいります。具体的には、海外において増加傾向にある和牛需要を獲得するため、これまで販路を開拓してきた

台湾、香港、アメリカ、EUなどでプロモーションを強化してまいります。また、国内におきましては、コロナ禍を経て訪日外国人が増加する中、来月開幕する大阪・関西万博を機にさらに多くの外国人の訪日が見込まれることから、大都市や県内のインバウンド需要を取り込めるよう、飲食店や量販店と連携して販路拡大に取り組んでまいります。

次に、これら需要を確実に捉えるため、飛騨牛の品質のさらなる改善に取り組んでまいります。具体的には、県畜産研究所におきまして、遺伝情報を活用した能力の高い父牛づくりに取り組むとともに、繁殖農家の母牛を入れ替える際には、より能力の高い県内産の母牛を購入できるように購入費用を支援し、生まれてくる子牛の質を高めてまいります。これにより子牛価格の上昇を図り、農家の収入を増やしてまいりたいと考えております。

さらに、県内で飼料を安価に確保することによるコストダウンも必要でございます。粗飼料については、粗い飼料と言いますが、につきましては、遊休農地や河川敷などを活用した安い飼料生産を促進するとともに、生産を担う組織の育成・強化に取り組んでまいります。また、栄養価の高い穀類につきましては、県内では調達可能な酒かすなどの未利用資源を飼料として利用するための成分分析を行い、その活用を促すことでコスト低減を図ってまいります。

こうした取組によりまして収益がアップすれば、新規参入や飼育頭数を増やす農家が増え、飛騨牛の増産へつながることが期待され、その際の施設整備や機械導入に対しても支援をしてまいります。

○議長（水野正敏君） 農政部長 足立葉子君。

〔農政部長 足立葉子君登壇〕

○農政部長（足立葉子君） 農業の経営継承と経営継続に対する支援についてお答えいたします。

農家の高齢化が進む中、産地の維持・発展を図るためには、次世代への経営継承が重要であります。しかしながら、農業は家族経営が多く、生涯現役で働くことができるため、後継者の確保が先送りされる傾向にあります。

そこで、経営継承を促すため、新たに継承の手順をまとめた手引書を作成し、優良事例を学ぶセミナーを開催するなど啓発活動を強化するほか、普及指導員が把握した継承希望農家の情報を就農相談窓口に集約し、就農希望者とのマッチングを支援してまいります。また、経営を継承した場合には、譲り受けたハウスや機械の修繕費用を助成しております。

一方、厳しい営農環境の中で産地を守るためには、長く農業を継続している方の経営発展も重要であります。このため、災害が頻発している現状を踏まえ、施設が耐用年数を迎えるタイミングを捉え、災害に強い耐候性ハウスや高温の影響を緩和する遮熱ビニール資材への更新、高性能機械の導入などを支援してまいります。

○議長（水野正敏君） 三十八番 川上哲也君。

〔三十八番 川上哲也君登壇〕

○三十八番（川上哲也君） 知事に、初めての再質問回答となると思いますが、再質問させていただきます。

先ほど今後の方向性で中間支援組織を立ち上げていくというお話がありました。先日、ちよつとその中間支援組織について方向性を少し伺ったところ、NPOセンターが中心になるというような話も出ておりました。その後変わっているのかどうかは分かりませんが、もし仮にNPOセンターが中心になるとすると、NPOセンターの県側の窓口は福祉のほうであります。災害側と直結していませんね。危機管理のほうと直結して

いない。今求めているのは、そうではなくて、災害系危機管理部門と直結する中間支援組織を望んでおります。NPPOセンターが中心ではなくて、危機管理部門も交えた形の中間支援組織にしていきたい、直結できるものにしていただきたいと思います。その点について、お考えをもう一度お願いします。

○議長（水野正敏君） 知事 江崎禎英君。

〔知事 江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君） 再質問いただきありがとうございます。

今、議員御指摘のとおり、中間支援組織というのは、様々な機能を持つておられるボランティア、専門家の方といかに円滑にそれを実施するかというためのものでございますので、もちろん災害の状況によりましては、いろんな福祉、その他も出てまいります。したがって、そうしたものを災害時において円滑にするという意味におきまして、これから検討する中で、その機能、防災との直結も含めて検討してまいりたいと思っております。

○議長（水野正敏君） 二十三番 布侯正也君。

〔二十三番 布侯正也君登壇〕（拍手）

○二十三番（布侯正也君） お疲れさまでございます。

飛驒地方は、まだ一部を除いて雪に埋もれている状態でございますが、こうして都会の岐阜市に通り続けますと、日に日に目がちかちか、鼻がズルズル、喉がいがいと、いわゆる花粉症を発症してしまっています。少々聞きづらい点があるかと思いますが、御容赦願いたいと思います。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

第三号 三月六日

一点目、信号機への着雪防止対策についてお伺いをします。

三年ぶりとなる今年の大雪は、飛驒地方のみならず、県内全域で影響が出たようであります。一月八日から九日にかけて降り続いた雪の影響により、国道二十一号線を利用される皆さんは、通勤に四倍から五倍の時間を要したと伺っております。また、二月五日からの大寒波により、県内各地において交通麻痺が発生をいたしました。飛驒地方も昨年末から断続的に雪が降り続いて、我が家の雪下ろしは、大みそかの第一回目に続いて、二週間たらずして二回目の雪下ろしをしました。その後、二月八日に三回目、二十四日に四回目と、本格的な雪下ろしをしました。いずれの雪下ろしも一メートルという積雪でございました。

これだけの降雪に相まって横殴りの風が吹くと、信号機に着雪する現象が発生をして交通に様々な影響が出てまいります。二月十三日の朝の通勤時に、大雪に強風が重なって信号機への着雪現象が見られました。我が家から事務所に向かう道路には十か所の信号機が設置されており、そのうち九か所において着雪により色の見分けが困難な状態になっておりました。歩行者用信号機も真っ白な状態で、信号機自体が認知できなくなり、景色と同化している危険な状態であっても徐行もしないで走行する自動車もあって、ますます危険な状況でありました。

私は、三年前に信号機への着雪から視認性を確保するための対策について一般質問をさせていただき、警察本部長からは、フラット型という着雪しにくい信号機の設置を進めることや、着雪時の除雪の迅速化などにより、信号機の視認性の確保に努めるといった回答をいただいております。

前回の質問時にもお話ししましたが、飛驒市内には約四十の信号機が設置されており、本年度までにその全てが白熱電球タイプから視認性の高いLEDタイプに変更されたとのことです。岐阜県では、LEDタイプの

信号機設置率が全国トップクラスと伺っております。これまでの岐阜県警の御尽力に改めて感謝を申し上げます。形状も、縦型、横型、角度つきタイプ、真つすぐなタイプ、厚みのあるタイプ、薄型のタイプなど数種類ありましたが、令和四年度以降、段階的に着雪しにくいと言われる横型角度つき薄いフラット型タイプに変更されつつあるようです。

前回の質問の後、飛騨警察署前交差点の信号機において、センサーにより外気温を感知して、灯火に組み込まれた電熱線で雪を溶かす特殊な信号機を試験的に設置して、その状況を経過観察中であるとお聞きしました。この試行運用の状況について、先日、飛騨警察署の方などからお話をお伺いしたところ、確かに着雪対策として一定の効果はあるものの、生産コストやランニングコストが高く、耐用年数も短いなどの課題も多く、消費電力削減による脱炭素社会に向けた観点からも、今後の普及にはハードルが高いと伺っております。このような状況を踏まえると、やはりまずはフラット型の信号機を導入することが効果的であるように思います。

一方、北海道や東北地方はさらさらの雪質なので、薄いフラット型タイプが最も適していると考えられますが、岐阜県の雪質は相変わらずべたべたで重たく、着雪ししやすい雪質なので、最終的には人力による除雪は避けられません。そのため、警察官による手作業での雪落とし作業に頼らざるを得ませんが、寒い中、体力も要る重労働であることから、大変御苦労されていることとお察します。高いところにさおを突き上げてブラッシングするにしても、例えばワゴンタイプの交通事故処理車の屋根にキャリアを設置して、その上に登って作業ができるならば、足元も安定して、かつ短いさおで力も伝わりやすく、短時間で作業が可能になり、現場で働く警察官の負担も軽減されるのではないでしょうか。

大雪の際は、可能な限り外出や車の運転を控えることが最善策です。しかしながら、雪の多い地域で日常生

活を維持していくためには、車を利用せざるを得ません。豪雪地帯の住民代表として、少しでも道路を安全かつ安心に利用できる環境が整いますことを切に願いたいと思います。

そこで、警察本部長にお尋ねをします。

豪雪地帯の交通事故未然防止対策として、信号機の着雪防止対策のこれまでの取組と今後の対応についてお聞きをします。

次に、自転車運転中の交通事故防止対策について伺いをします。

先日、私ははっとする場面を目撃しました。それは、夕刻の時間帯に私が自動車で行っていたところ、ある高校生が自転車で横断歩道を直進していました。自転車の彼は無灯火で、うつむき加減で走行していました。が多分スマホ操作のながら運転だったのでしょう。急ブレーキをかけ、その反動で倒れかけましたが、幸いにもけがなどもなく、何事もなかったように立ち去っていきました。今回の事案は、運動神経のよい高校生だったので事なきを得ましたが、これが高齢者で、しかもヘルメット未着用だったらどうなっていたでしょうか。転倒のほずみで頭部を路面に強打をして、そのまま救急車で搬送されるという最悪なケースも生じかねない状況であったと推測されます。

改めて、自転車運転中のヘルメット着用について、これまでの経緯をたどりますと、県では、令和四年三月に岐阜県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例を施行。自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化され、その後、令和五年四月の改正道路交通法においても、同じく自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されたところです。

令和五年三月定例会において、私は自転車運転の安全対策について質問をさせていただき、環境生活部長か

らは、ヘルメットの着用率向上と自転車保険への加入促進に向けた今後の取組について、教育長からは、高校生に対する自転車の安全運転徹底に向けた取組について、警察本部長からは、高齢者の自転車事故防止に向けた対策強化について、それぞれ前向きな御答弁をいただきました。その後、環境生活部の取組として、自転車損害賠償責任保険への加入促進に関しては、自転車販売店や保険取扱事業者と連携をした啓発の継続や量販店との共同キャンペーンを、またヘルメットの着用率向上に関しては、ヘルメット着用推進リーダー校の拡大に加えて、街頭啓発やイベント、各種広報媒体により広く県民に呼びかけを行いながら、県警察や各高等学校とも連携をして指導を強化されてみえます。さらに、県警察の取組として、高齢者交通安全大学校を設けて、自転車シミュレーターなどの各種教育機材を積極的に活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を通じ、安全な交通行動の実践を指導されております。

これらの取組の結果、令和四年九月から昨年十一月までに計八回行われた岐阜県内のヘルメット着用状況調査を見ますと、令和四年九月に実施した第一回調査では一七・六%だったところ、昨年十一月に実施した第八回調査では二九・六%と着実に着用率は上がってきています。しかし、調査場所は県内三十二か所、調査時間は通学時間帯の午前七時半から八時半までで、自転車通学者のヘルメット着用率がほぼ一〇〇%である中学生がカウントに含まれていることから、他の年代の方の着用率はこれよりも低いのではないかと推測されます。実際、県警察による令和二年から六年の五年間における自転車乗用中の交通事故状況を見ると、死者四十一人、重傷者四百三十五人、軽傷者千八百十九人、合わせて二千二百九十五人の方が死傷しており、年齢層別に最も死傷者が多いのが高校生で、毎年百人を超えている状況であり、全年齢層の約二三%を占めております。人口十万人当たりで見ると十六歳が最多で、次いで十七歳、十五歳と続き、高校一年生を中心に被害が多

くなっております。

自転車乗用中死傷者全体のヘルメットの着用率は、五年平均で見ても一九・七%と低く、また負傷部位を見ても、約三三%が頭部付近となっております、ヘルメット着用の重要性がはっきりと表れる結果となっております。高校生になると、中学生と違い、通学などで移動範囲が広がることもあり、自転車利用中の事故が多く発生し、中でも通学などの事故が約八割を占めております。また、事故時のヘルメット着用率を見ると、中学生の六三・二%に対して、高校生は六・一%、高校生は中学生の約十分の一と大変低くなっており、特に高校一年生の自転車乗用中死傷者数は、中学三年生と比較して三・六倍も多い状況です。

高校生の着用率を条例施行前後で比較しますと、施行前が約二%だったのに対し、令和六年は約一七%と一定の向上は見られるものの、全年齢層別では高校生が最も低い数値となっております。

こうした状況を踏まえて、県警察では、高校生のヘルメット着用の自主性を高める取組として、昨年七月から県内各圏域において討論会を開催し、さらに十二月には、各圏域から代表校六校と着用率の高い愛媛県の松山北高校とをオンラインで結んでヘル着サミットを岐阜県庁で開催をし、こうしたら自転車ヘルメットの着用率が高まるかを議論しました。

愛媛県では、以前に自転車による二件の死亡事故が発生したことを受け、二〇一五年に全ての県立高校でヘルメット着用が義務化されたとのことで、ヘルメット着用率は全国でもちろんトップであり、制服にヘルメットは当たり前前の風景となっております。

これに参加した県内の高校生は、悲しいことがあって、愛媛県では一致団結をして着用率を上げた。ヘルメットの着用を安全のために呼びかけていけないと話していたそうです。一方で、ヘルメットを着用

しない理由としては、見た目がダサい、暑くて蒸れる、髪型が乱れるなどの意見があったほか、何より自転車通学でのヘルメットの大切さは実感をしているが、自分も周りもなかなかつけていないと苦笑いをして、ヘルメットの安全性も改めて分かったので、義務化するなどのルールも変わればいいと思うとの発言があったようであります。どうしたら着用率が上がるかの問いに対して、金銭面で保護者に必要性を訴えてや、事故の事例を聞いたら意識が変わるかも、大人たちもつけて社会全体で雰囲気づくりをなど、様々な意見が出されたようであります。

もう一つ、県警察の取組として、昨年からは、ヘルメット着用に取り組む学校を指定してヘル着運動を展開し、学校や個人を表彰するなど、着用機運を高める活動を推進。あわせて、VRゴーグルやシミュレーターを活用した自転車教室の実施や、事故実態から命を守るためのヘルメット着用の重要性を啓発されてきたと伺っております。

このように、県内各地においてヘルメット着用の啓発活動は積極的に行われているようですが、県内の自転車利用者のヘルメット着用率がなかなか伸びてこない現状を考えますと、広報啓発活動には限界があるのではないかと感じてしまいます。

そのような中、福岡県では、令和七年度から県内全高校で自転車通学の際のヘルメット着用の義務化を決定されました。岐阜県内においても、市立岐阜商業高校、県立大垣東高校、県立土岐商業高校で各校独自に自転車通学の許可要件としてヘルメット着用を盛り込むことしております。

また、昨年の改正道路交通法の施行により、自転車の携帯電話の使用など、いわゆるながら運転の規定が施行され、さらには令和八年九月からは、十六歳以上が乗車する自転車による一定の交通違反に反則切符が適用

となり、高校生もちろん対象となります。現在、ヘルメットの着用は努力義務である以上、警察での取締り対象とはなっていないので、着用率の向上にはなかなかつていかないのが現実かと思えます。しかしながら、今後は自動車運転手のシートベルト着用同様に、ヘルメットの着用率向上により安全意識がより高まり、自転車絡む交通事故の防止につながるようになるのではないのでしょうか。将来のある若者の命を守るためには、交通法規やマナーを遵守した安全な自転車の利用方法を周知していくことに加え、いざというときに身体的被害の軽減をするために、努力義務とはいえ、高校生のヘルメット着用率を一層向上させることが重要だと考えます。

そこで、警察本部長にお尋ねをします。

県警察における、特に高校生のヘルメット着用率向上と自転車乗用中の交通事故防止対策に向けた具体的な取組についてお聞きをします。

以上二点とも交通事故の未然防止対策に欠かせない事案ですので、警察本部長の明確な答弁をお願いしまして、私の質問を終わります。御清聴、誠にありがとうございました。

(拍手)

○議長（水野正敏君） 警察本部長 三田豪士君。

〔警察本部長 三田豪士君登壇〕

○警察本部長（三田豪士君） いただきました二点の御質問のうち、まず信号機への着雪防止対策につきましてお答えを申し上げます。

議員からも御紹介のありましたとおり、県警察におきましては、降雪時においても信号機の良好な視認性が

確保できるよう、従来よりも薄くて凹凸が少ないフラット型信号灯器を順次導入・整備をしております。また、その設置方法につきましても、信号機の視認性を確保しつつ、より着雪しにくくなるよう、横向きで傾斜をつけて設置をするなどの対策を講じているところでございます。さらに、一たび着雪した場合に備えまして、除雪や点検を専門業者に委託をしておりますほか、緊急時には、警察官による除雪作業が安全かつ速やかに実施できるよう、県下全ての警察署に信号機用の除雪器具を増強配備し、使用方法の訓練もまた実施をしているところでございます。

この問題、抜本的な対策はなかなか困難ではありますけれども、引き続き、降雪量が多い地域の他の県警察等と積極的に情報交換をいたしながら、着雪が発生しやすい路線や箇所を改めて検証し、必要な箇所へのフラット型信号灯器の優先的な導入や装備資機材の効果的な活用等による迅速な除雪を図りまして、降雪時においても信号機の良好な視認性が確保できるよう努めてまいります。

次に、自転車乗用中の交通事故防止対策につきましてお答えを申し上げます。

県下における過去五年間の自転車乗用中の死者のうち、ヘルメット非着用者の約四割が頭部に致命傷を負っており、そして非着用者の致死率といえますのは、ヘルメット着用者の約二倍と高く、ヘルメット着用による被害軽減効果は明らかであります。

また、議員御指摘のとおり、自転車乗用中の死傷者の四人に一人は高校生と、高校生が最も多くを占めており、法律上の義務となったヘルメットの着用により、命を守ることが極めて重要であると認識をしております。

県警察といたしましては、共に児童・生徒の安全に携わる立場にある教育委員会や学校等の関係機関と連携

をし、命を守るためのヘルメット着用の重要性について理解・浸透を図るとともに、自転車通学を許可する際にはヘルメット着用を条件としていただくことの制度化などに向け、その環境づくりの支援も行ってまいります。

また、自転車乗用中の安全対策といたしましては、引き続き参加体験型の交通安全教育などを通じて、交通事故につながりやすい、いわゆるながら運転の禁止や一時停止交差点における確実な停止と安全確認など、基本的な交通ルールの遵守をはじめ、交通事故に遭わない安全で正しい自転車利用について指導をしてまいります。

○議長（水野正敏君） 二十三番 布俣正也君。

〔二十三番 布俣正也君登壇〕

○二十三番（布俣正也君） 御答弁、誠にありがとうございました。

一点だけ。

二月十三日に信号機の融雪対策、現場を私、目撃して改めて感じたんですけども、非常に重労働かつ危ないというか、警察官が二人交通誘導をして、なおかつ四メートルのさおでもって融雪対策をするわけですね。大変な作業だなと。フラット型の信号機なら簡単に落とせるんですけど、まだまだフラット型になっていない箇所が多いということ。そこで、やっぱり近くに交通事故処理車、ワゴンタイプがあったので、あれに乗ってやれば短時間で、しかも安定してできるのではないかと直感的に思ったわけです。ぜひこれを前向きに、これは警察官の労力の軽減にもつながりますし、安全対策にもつながりますし、作業の軽減、時間の軽減にもつながりますので、ぜひ前向きに来年度以降の対策として取り上げてほしいなと思いますけれども、その点に関

しまして、御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（水野正敏君） 警察本部長 三田豪士君。

〔警察本部長 三田豪士君登壇〕

○警察本部長（三田豪士君） 再質問を頂戴いたしました。

作業に当たる警察官、警察職員の御心配をいただきまして、誠にありがとうございます。私、警察本部長といたしましても、やはり御指摘のとおり、作業に当たる県警職員の安全を確保しつつ、かつ効率的、効果的な作業を推進するというのが大変大事だというふうに考えてございます。

先ほど御答弁申し上げた際に、装備資機材の効果的な活用による迅速な除雪を図るということを申し上げます。した。この中には、先ほど議員から御提案をいただいたようなものも当然念頭に置いての御答弁でございます。もともと、御指摘、御提案をいただいたようなワゴンタイプの交通事故処理車を用いるかどうかということは別でございますけれども、何らかの形で効率的な、また安全な作業ができるような、そういった手法についても併せて検討してまいりたいと考えております。

+++++

○議長（水野正敏君） しばらく休憩いたします。

午前十一時五十七分休憩

+++++

午後一時再開

○副議長（伊藤秀光君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

+++++

○副議長（伊藤秀光君） 引き続き一般質問並びに議案に対する質疑を行います。三番 平野恭子君。

〔三番 平野恭子君登壇〕（拍手）

○三番（平野恭子君） 議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に従い、今回は二項目、六点について質問させていただきます。

まず、岐阜インターチェンジ周辺地域の整備について二点お伺いいたします。

知事、このたびは御就任おめでとうございます。知事におかれましては、県政のかじ取りを担われることとなり、そのビジョンを県民が大きく注目しております。

岐阜県の持続的な発展のためには、インフラの整備を戦略的に進めることが不可欠です。特に、本年四月六日に開通を迎える岐阜インターチェンジ周辺は、交通アクセスの飛躍的向上が見込まれ、岐阜県全体の未来をつくる、そして県内経済の新たな成長拠点となり得る地域です。一年前の本会議でも、岐阜インターチェンジ周辺地域の整備について取り上げさせていただいております。

しかしながら、現状においてまちづくりの具体的な進展が見えにくく、県民や地元経済界からはスピード感を持つて整備をすべきとの声が上がっております。開通が目前に迫る今、岐阜インターチェンジ周辺整備を最優先課題とし、県の成長戦略における重要な拠点と位置づける必要があります。

岐阜インターチェンジ周辺地域は、三つの利点から大変可能性にあふれる地域と考えます。

第一に、岐阜インターチェンジが開通することにより、県内外の主要都市とのアクセスが大幅に改善されるという地理的優位性です。

第二に、今後の可能性です。周辺の土地は農業振興地域内農用地であり、ハードルはありますが、一方で経済活動を行うに十分な広さの土地があり、企業誘致も含め、基盤整備を行うことで夢のある玄関口にすることが可能です。

第三に、この地は岐阜大学、岐阜薬科大学が立地する岐阜県の誇る知の集積地であります。このような可能性を持った地域であり、岐阜市の未来のまちづくり構想では、産学官連携によるライフサイエンス拠点形成を目指した企業誘致、立地支援を推進とされています。また、市の都市計画マスタープランでも学術研究拠点、産業流通拠点と位置づけられています。そして、両大学が得意とするライフサイエンス分野は、他の製造業、エネルギー分野などと比べ、今後事業化の可能性のある研究の数が圧倒的に多く、起業する機会も多いと言われています。特に製薬、創薬分野は日本の強みを發揮し、世界をリードし得る成長分野と考えられます。

現状の岐阜県の起業率は、残念ながら全国平均を下回っています。しかしながら、岐阜インターチェンジ周辺地域がライフサイエンス分野においての拠点になれば、岐阜県から起業家がどんどん生まれ、その中から世界を席巻し、社会を変えるメガベンチャーが生まれるという夢を持つこともできます。

また、岐阜大学内には岐阜大学と岐阜県が連携し設置された航空宇宙生産技術開発センター、岐阜県中央家畜保健衛生所、岐阜県食品科学研究所などの施設も多くあります。まず、それらの施設や岐阜薬科大学の新キャンパス、岐阜大学医学部附属病院をはじめとする岐阜大学キャンパスが連携し、岐阜県、岐阜市と協力しながら企業誘致用地を整備し、創薬をはじめとするライフサイエンス関連企業を誘致する、そして、ライフサイエンス研究室やイノベーション施設、研究者と企業家との交流施設を整備する、さらに地域発ベンチャーを採り求めるベンチャーキャピタルや、地域金融機関により積極的な資金調達を行う、岐阜発ベンチャーが拡大すれば、さらなる投資が生まれることにより、次第に地域経済にも効果が波及する、そうした好循環を生み出すことができると考えます。県として、岐阜インターチェンジ周辺地域を地域の可能性を生かしたまちづくりのモデルケースとなるよう、全面的に支援していくべきです。

岐阜大学、岐阜薬科大学の研究を基にした体験施設や、地域課題解決に向けた実証フィールドの提供、地域資源を活用してブランド力のある商品の展開などができる特色のある道の駅を造る、このような交流拠点化を図ることで、ライフサイエンスパークとしての学術・産業集積の拠点化を目指していくことができます。こうした構想は一朝一夕には実現するものではないかもしれませんが、未来に向かった岐阜インターチェンジ周辺地域の具体的な開発構想を、県と岐阜市、各大学や地域などで連携し、スピード感を持って策定していくべき時期ではないかと考えます。

知事が上げられた県政における十の目指すべき目標の第八には、「社会課題を解決し未来を拓く新たなビジネスや産業を生み出す」とあり、東海環状自動車道といった交通ネットワークを活用して、新たなビジネスを生み出す取組を支援していくと力強い所信表明もありました。今述べた岐阜インターチェンジ周辺の開発構想

は、まさに知事の目指す社会課題を解決し、未来を開く新たなビジネスや産業を生み出すこととなり、安心とワクワクの岐阜県へ向かうこととなるのではないのでしょうか。

そこで、知事に質問いたします。

このインターチェンジ周辺整備をどのように捉え、県政の中でどのような役割を果たすものとお考えか、また、開通後の地域活性化に向けた具体的な展望をお聞かせください。

そして、前回の議会で平野祐也議員が、産業立地を進めるための市街化調整区域内での地区計画の運用及びその関連の市町村の都市計画決定に係る知事協議に関するガイドラインの見直しについて一般質問されました。東海環状自動車道の全線開通を目前に控え、将来の交通ネットワークのさらなる拡大に期待が高まる中、企業誘致に向けた制度運用の見直しについては待ったなしの状況にあると考え、特に知事協議に関するガイドラインについては、産業立地に関する土地利用や市街化調整区域内での開発の基準などについて、全体の議論に先行して見直しを進めることが必要であると考え、対応を進めていくとの方針が打ち出されました。また、市町村が地域のまちづくりについて主体的に地域の特徴を生かした都市計画を進めていくよう、地区計画の活用や市町村独自のガイドラインの策定といった手法があるということを示唆していくとの方針でもありました。

現在、岐阜インターチェンジ周辺の多くは農振農用地であり、開発に向けた土地利用の調整が必要となっています。しかし、土地利用の転換には時間がかかる上、岐阜市と県の調整も必要不可欠です。岐阜市では適地調査を進めると聞いておりますが、具体的なスケジュールはまだ明確になっておりません。具体的な知事のリーダーシップの下、県が主導的に調整を進めることで、より迅速な土地利用転換が可能となるのではないのでしょうか。

また、地域未来投資促進法の活用により、企業立地を促進することが可能です。他の自治体の事例では、重点促進区域に指定されることで農地転用の許可手続が円滑に進み、開発が加速しています。県として岐阜インターチェンジ周辺を重点促進区域に指定し、開発のスピードを上げるべきだと考えます。さらに、地元住民との合意形成も重要な課題です。農業従事者との共存を図るための施策として、地域振興策や補助制度の整備も考慮する必要があります。

そこで、商工労働部長にお伺いします。

岐阜インターチェンジ周辺の開発を迅速に進めるために、県の主体的なサポートが必要と考えますが、地域未来投資促進法の活用を含め、県としてこの開発に対してどのように支援していくのかをお伺いいたします。

○副議長（伊藤秀光君） 知事 江崎禎英君。

〔知事 江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君） 岐阜インターチェンジ周辺地域の整備についてのお尋ねをいただきました。

東海環状自動車道の岐阜インターチェンジ周辺地域は、議員の御指摘のように、自動車交通の利便性が高い地域であると同時に、知の拠点であります岐阜大学と岐阜薬科大学の二つが立地する非常にポテンシャルが高い地域であると認識しております。こうした環境を生かすためには、まずは土地の所有者をはじめ地域の方々の協力が不可欠であります。既に地元岐阜市をはじめ、岐阜大学や岐阜薬科大学においてもそれぞれの構想などの中で、ものづくり産業拠点や産官学連携によるライフサイエンスの拠点を目指すことがうたわれております。こうした取組がどのような効果を持つかは、周辺地域を含めたより広範囲でのビジョンが重要と考えてお

ります。

特に、高速道路ができることでどのような可能性が生まれ、それを実現することによって誰にどのような利益がもたらされるか、広い視点での検討が必要です。県としましては、まずは地元岐阜市が中心となつて描く未来の姿を基に、必要な支援を検討してまいります。

○副議長（伊藤秀光君） 商工労働部長 兼松伸和君。

〔商工労働部長 兼松伸和君登壇〕

○商工労働部長（兼松伸和君） 岐阜インターチェンジ周辺地域の開発に対する支援についてお答えいたします。岐阜インターチェンジ周辺の開発については、まずは地元自治体である岐阜市が住民や関係者と議論した上で、開発手法や開発範囲を決定し、計画をまとめていくべきものと考えています。

この点、現在市議会に特別委員会が設置され、検討が始まっていると承知しています。開発手法の中には、地域未来投資促進法に基づく重点促進区域に位置づけ、開発を進めていくという手法もあり得ると考えております。

今後、岐阜市における議論など取組の具体化を見つつ、県として具体的な支援策を検討してまいります。

○副議長（伊藤秀光君） 三番 平野恭子君。

〔三番 平野恭子君登壇〕

○三番（平野恭子君） 御答弁ありがとうございます。

県として迅速に取り組んでいただけるとありがたいです。

では次に、災害時の医療体制について四点質問させていただきます。

能登半島地震から一年が過ぎ、石川県では今も懸命に復興に向けた取組が続けられています。岐阜県でも直下型地震や南海トラフ地震の被害想定の下、医療・防災システムの構築が行われてきており、私もこれまでも一般質問で取り上げさせていただきました。

知事は、県政における十の目指すべき目標において、目標四で災害などに強い医療・防災システムの整備を上げられました。

二月十七日に知事が発表された当初予算案においても、危機管理部や健康福祉部において災害に対する取組が第一に上げられております。これまでも様々な対策が整備されてきた経過について理解しております。しかし、特に医療・防災システムについて、発災時に適切に機能するか否かは体制整備だけでは不十分であり、多岐にわたる分野の関係者の協力体制が適切に構築されているかが極めて重要であると考えます。

災害には、平時、発災直後の超急性期、人命救助の限界とされる七十二時間までの急性期、その後の亜急性期、そして復興に至るまでの慢性期といった多くのフェーズがありますが、それぞれの局面における課題は極めて流動的かつ専門的であることから、関係者、専門家らが事前に十分な協議、合意形成、机上訓練、実地訓練等を行う必要があります。そして、県は率先してこれらの協力体制を構築しておく必要があると考えます。私は、過去三回の本会議において、災害時小児周産期リエゾンの県としての取組強化について質問をしてまいりました。

健康福祉部にも御理解をいただき、整備が進んだ結果、令和六年十二月には全国に先駆けて県主催として初めての岐阜県リエゾンブラッシュアップ研修が実施でき、岐阜県リエゾン関係者らの意識の向上と課題の把握につながってきています。しかし、災害時小児周産期リエゾンの関係者らは、日頃は産婦人科、新生児科、小

児科で勤務する医師、看護師、助産師らで構成されており、災害医療や福祉の専門家はほとんど含まれていません。災害医療として多くの人々が認識している役割として、DMATや災害医療コーディネーターがありますが、彼らとは異なり、最も災害弱者になり得る妊産婦、新生児や小児、医療的ケア児や障がい児の搬送コーディネート、医療や介護の提供体制の調整、災害孤児の保護調整や障がい児の家族支援の調整など、医療のみにとどまらず福祉なども含めた多くの役割を担うのが災害時小児周産期リエゾンの役割とされています。

災害時小児周産期リエゾンたちは、発災時にDMATを中心とした災害医療のスペシャリスト、消防・救急・自衛隊・ヘリ搬送部隊といった救助のスペシャリスト、福祉や行政のスペシャリストなど多方面の専門家を横串として、協力体制、情報の共有体制を確立するために重要な役割をするものであります。そして、このような関係者を交えた事前の共同訓練や勉強会などは大変重要になってきます。しかし、まだそのような共同した取組には至っておらず、知事が御発表された当初予算にも位置づけられておりません。

そこで、健康福祉部長にお伺いいたします。

災害時小児周産期リエゾンの訓練、協力体制、特に他の機関も含めた関係各所との訓練、勉強会に関する進捗、またこれからのように取り組んでいかれるのかをお聞かせください。

次に、災害弱者と呼ばれる方への支援について質問いたします。

避難所への避難に対して配慮を必要とする方々には、避難手段の用意、避難所の電源・水・空間の確保、市町村における個別避難計画の策定は非常に重要であります。令和三年の災害対策基本法改正により、災害時に自力避難が難しい避難行動要支援者などの個別避難計画について市町村により作成が努力義務化されており、優先度が高いと市町村が判断した方については、概ね五年で作成を完了することとしています。

しかし、令和六年四月一日現在、（資料を示す）お手元に配付させていただいておりますこの総務省が公表している資料によりますと、岐阜県の四十二市町村のうち、策定率が二〇％以下の市町村は二十二市町村に上ります。また、避難所においても医療的ケア児や重症心身障がい児、その他配慮を必要とする方々とその家族は、地域の避難所での避難の継続は難しく、福祉避難所の設置が必要不可欠です。このような方々が避難する福祉避難所には、電気、水道などの設備のみならず、十分な個別スペースや臭いへの配慮なども欠かせません。このため、令和六年十一月二十八日には、内閣府や文部科学省からの事務連絡として、特別支援学校を障害のある子供のための福祉避難所に指定する取組の推進についてが県防災担当や教育委員会に向けて発出されています。

そこで、危機管理部長にお伺いいたします。市町村の個別避難計画の策定状況などを踏まえ、今後策定率を高めていく必要があると考えますが、県として市町村に対してどのような支援を行っていくのでしょうか。

また、健康福祉部長にお伺いいたします。県内に開設予定の福祉避難所の選定基準、そこに避難するであろう想定数に対する電源、酸素等の対応についての検討や進捗はどのような状況でしょうか。

最後に、知事にお伺いいたします。今回の質問で、改めて様々な医療、防災に関する課題の提示をさせていただきました。私が提案したことも含め、県民の命を守るために知事がお考えになる医療・防災体制の構築に向けた今後の具体的な取組についてお聞かせください。

以上で質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございます。

（拍手）

○副議長（伊藤秀光君）

知事 江崎禎英君。

〔知事 江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君） 災害時の医療体制について御質問をいただきました。

近年気候変動の影響によりまして、全国で豪雨や豪雪といった災害が頻発化・激甚化しております。先月には各地で豪雪による災害が起きたことは、皆様記憶に新しいところだと思います。さらには、高い確率で近い将来発生すると言われております南海トラフ地震への備えも喫緊の課題でございます。こうした災害から県民の生命と暮らしを守るため、医療・防災体制の構築に向け、全力で取り組んでまいりたいと考えております。今後における具体的な取組としまして、先ほど議員から御質問いただいた趣旨を踏まえまして、大きく二つに分けてお答えをさせていただきます。

まず一つ目には、災害医療の観点から県内の医療資源を見直し、災害時の救護体制を充実させてまいります。具体的には、災害派遣医療チーム、通称DMATでございますけれども、新たに県内版DMAT隊員を養成いたしました。発災直後の県内における医療支援を行うための体制を強化してまいります。また、県災害対策本部において、被災地の保健医療活動の総合調整を行う災害医療コーディネーターと、災害時小児周産期リエゾンとの連携強化に加え、医薬品や薬剤師の需給状況を把握し、手配いたします災害薬事コーディネーターの体制を整備してまいります。

二つ目に、災害弱者への支援の観点から、高齢者や障がいのある方、さらには介護が必要な方などを地域で支え合い、適切に避難させられるように個別避難計画の策定支援を充実させてまいります。

また、昨年の能登半島地震を教訓として、災害関連死を防止するため、避難所の環境改善を図るとともに、高齢者等を生活環境の整った宿泊施設などへ避難させる、いわゆる二次避難についても、その運用に向けた検

討会を新たに立ち上げ、議論してまいります。

加えまして、被災者一人一人の生活再建にスポットを当て、継続的な支援を行う災害ケースマネジメント、これに関しまして市町村や関係団体とのさらなる連携強化を進めてまいります。

○副議長（伊藤秀光君） 健康福祉部長 丹藤昌治君。

〔健康福祉部長 丹藤昌治君登壇〕

○健康福祉部長（丹藤昌治君） 災害時小児周産期リエゾンの訓練・協力体制等についてお答えを申し上げます。大規模災害の発生時において、特に弱い立場にある妊婦や新生児等の搬送調整等を担う災害時小児周産期リエゾンの方々は、県の災害対策本部に配置され、災害医療、救急、行政等多方面の関係者との調整役として重要な役割を担っていただいております。

このため、DMATや自衛隊等多岐にわたる関係者約三百名が参加する県災害対策本部の図上訓練に令和四年度より本リエゾンにも参加いただき、各分野との情報共有や医療提供に係る調整、協力体制の構築等を本番さながらに経験いただいております。

加えて、図上訓練に参加いただけなかったリエゾンの方々に対しても、昨年十二月に初開催した災害時小児周産期リエゾンブラッシュアップ研修に参加いただき、出産を取り扱う医療機関や助産所、避難所を運営する市町村など、多方面の関係者との連携の必要性について理解を深めていただいたところです。

今後は、この研修にリエゾン以外の関係者にも参加いただくなど連携を深める取組について検討してまいります。

次に、福祉避難所の選定基準及び資器材の整備についてお答えを申し上げます。

福祉避難所は、災害対策基本法において一般的な避難所の基準に加え、要配慮者の円滑な利用の確保や相談体制の整備などが定められています。市町村はこうした基準を基に、要配慮者の人数や災害の状況なども考慮した上で福祉避難所を選定しています。

昨年六月の県の調査では、約五百三十の福祉避難所のうち、非常用電源はその半数近くが備蓄済みでした。福祉避難所の多くは高齢者施設であることから、さらなる電源確保に向けて高齢者施設の自家発電設備導入の補助制度について活用を促しています。

一方、酸素ボンベについては備蓄済みは一割以下でしたが、その必要性については市町村により差があることが想定されることから、ヒアリングなどによりニーズを把握した上で、県としてどのような支援が必要か検討してまいります。

災害時には、県の仲介により施設間で融通し合う仕組みや、業界団体との協定に基づき、必要な資器材を確保してまいります。

○副議長（伊藤秀光君） 危機管理部長 平野孝之君。

〔危機管理部長 平野孝之君登壇〕

○危機管理部長（平野孝之君） 市町村による個別避難計画の策定率を高めるための県の支援についてお答えをいたします。

個別避難計画は、障がいのある方や高齢者などが避難する際の逃げ遅れを防ぐために重要なものであり、その策定に当たっては、自治会はもとより福祉専門職や福祉関係団体などの協力が不可欠であります。これまでも県では危機管理部と健康福祉部とが連携して市町村の支援を行っており、今年度は市町村担当者向け研修会

を開催したほか、民生委員などに対しても計画の重要性や福祉関係者が参画する必要性などを説明し、協力を働きかけてまいりました。

一方、市町村のマンパワー不足や避難時に協力者となる方の理解が得られにくいことなどにより、計画策定が進んでいない状況です。このため、モデル地区を設定し、集中的に計画策定を進めている県内市町村の取組などを他の市町村に広げていくほか、計画策定に関する自治体向けの研修会に講師を派遣してまいります。

さらに、市町村防災アドバイザーチームが市町村に出向き、それぞれの課題を丁寧に取りながら助言を行うなど、個別避難計画の策定が進むよう市町村を支援してまいります。

○副議長（伊藤秀光君） 八番 森 治久君。

〔八番 森 治久君登壇〕（拍手）

○八番（森 治久君） 議長より発言のお許しをいただきましたので、忠告に従いまして三項目について質問をさせていただきます。

まずもって、江崎知事、御就任誠におめでとうございます。安心とワクワクのあふれる岐阜県、共につくってまいります。

それでは、今回の一般質問では、二十年ぶりに岐阜県のリーダーが交代し、「日本の答え、岐阜から」と力強く訴え、日本で必要な政策の答えは全て岐阜県から発信すると意欲を示された江崎新知事に、まずは一項目めとして、若者の人口流出を抑制する対策について伺いいたします。

本年一月末に総務省から発表されました住民基本台帳人口移動報告によると、四十七都道府県のうち転入者数が転出者数を上回る転入超過は、東京が七万九千二百八十五人と最多で、前年から一万一千人増え、コロナ

禍で一時は緩まった東京一極集中が再び進行する形となっています。なぜ東京で一極集中が起きるのでしょうか。その背景や要因について、歴史的、経済的、社会的な観点から考察してみたいと思います。

まず、歴史的な背景についてです。日本の中心が東京になったのは、江戸時代に徳川幕府が現在の東京である江戸を政治の中心と定めたことが発端です。明治時代になると首都が京都から東京に移され、政治、経済、文化の中心が東京に集まりました。こうした歴史的背景が積み重なり、現在の首都東京への一極集中が進んできました。

次に、経済的な要因についてです。東京には日本経済を担う大企業の本社や金融機関が集中しています。アクセスのよさ、ビジネスチャンスの多さ、取引先や関連企業が存在などが理由として上げられます。こうした経済活動が東京に集中していることにより、さらに企業や人材が東京に集まり、一極集中が加速されています。三つ目に、社会的要因についてです。東京には大学や専門学校などの教育機関が多く、日本を代表する大学や研究機関が存在しています。これは学べる学問の選択肢が多いことを意味し、若者が教育を受けるために東京に居住するケースが多くなります。卒業後も東京での就職機会が豊富なため、そのまま東京に定住する傾向があります。また、東京には大企業や金融機関が集まっており、多様な職業や高い賃金を得られる機会が豊富であること、さらに情報や文化の中心としての魅力、交通や日常生活の利便性の高さも若者を引きつける要因となっています。

さらにもう一点、国は二〇一八年に地方大学・産業創生法を施行し、東京二十三区内の大学の定員増を原則十年間認めないと規定しました。しかし、既存の学部の統廃合による新たな学部の設置や、留学生や社会人の受入れは例外とされたため、若者の東京集中に歯止めはかかっていないのが現状です。

二〇二三年には、深刻化するデジタル分野の人材不足に対応するため、一定期間が経過した後に増やした定員を元に戻すことや、インターンシップを活用して地方での就職促進に取り組むなどの条件をつけて、理工分野のデジタル系学部・学科に限り、東京二十三区内の大学の定員規制が緩和されました。地方から東京への若者の一極集中の是正を目的に始まった定員抑制ですが、期待された効果を得られないまま、原則十年間とされた定員抑制の期限が近づいています。

以上の要因が相互に作用し、東京一極集中の歯止めがかからない状況が続いているのではないのでしょうか。

二十一世紀に入り、国民の半数以上が三大都市圏に居住するようになり、少子高齢化の影響もあり、地方都市の消滅の危機が指摘されるようになって久しいです。最近では、名古屋圏や大阪圏からも若年層の東京圏への人口流出が顕著となり、東京一極集中とその是正が新たな段階に突入したことが鮮明になってきました。コロナ禍においては、リモートワークやライフスタイルの見直しが進み、企業や労働者の地方への移転が注目を集めました。一極集中に変化の兆しが見られたのは二〇二〇年から二〇二二年の数年間のみで、地方から都市圏への転出はむしろ増加しており、人口流出は新たなフェーズに移行したのではないかと思います。

この現象は、単なる人口移動の問題にとどまらず、地方の未来を左右する重要な課題です。地方の魅力を高め、若者が地元にとどまるための施策が急務です。地域社会の発展と持続可能な未来を築くため、私たちは今こそ行動を起こすべきだと考えます。

地方都市が直面する人口減少の要因は、特に十代、二十代の若者の転出超過にあります。小・中・高を岐阜で過ごした子供たちが大学進学を機に県外に出て、そのまま県外で就職し、結婚して家庭を築く、このような流れが地方の過疎化や人手不足を引き起こしています。

この現象を深く考えると、大学進学が人口減少対策の大きなターニングポイントになることが浮かび上がります。文部科学省の二〇二三年度学校基本調査によれば、岐阜県内の高校生の約七割が県外の大学・短大へ進学しています。この問題を解決するためには、地方に魅力的な大学や就職先を増やし、若者が地元にとどまる選択肢を提供することが重要です。オール岐阜で若者を引き止める努力が求められます。若者が地元根を下ろし、地域の一員として活躍できる環境を整えることが持続可能な社会の実現につながると思います。

他方で、石破茂首相は一月二十四日の施政方針演説において、産官学の地方移転と創生として、地方でも地域の中核となる特色ある地方大学が育ちつつあります。東京二十三区内の大学等の定員の抑制を行いつつ、地方大学による実践的な人材の育成を進めますと述べられました。また、地方創生二・〇の基本構想の中でも大学の魅力化が重要なテーマとして取り上げられています。

本県では、これまで大学連携を通じて地域の発展と人材育成を目指し、様々な取組を展開してきました。こうした情勢を追い風に、若者の人口流出を抑えるため、これまでの大学連携の枠を超えて地方大学の魅力向上に一層取り組む必要があると考えます。さらに、例えば地方に関東圏の大学のサテライトキャンパスや研究機関を増やしていくことが必要ではないでしょうか。デジタル技術を駆使すれば、地方のサテライトキャンパスにしながら都市部と同じ講義を受けることも可能です。また、逆にリニア中央新幹線の開業を見据えれば、首都圏の学生の進学先にもなり得ると思います。

その上で、これからは大学卒業後も若者が都市部ではなく県内企業への就職を選択し、県内に残ってもらえるような魅力的な職場の確保が不可欠です。若者が県外に流出する主な理由として、職業上の理由が大きなウエートを占めています。就職や転職のタイミングで本県を離れる若者をいかにして引き止めるかが課題です。

もちろん結婚や住宅事情、賃金などの理由も考えられますが、何よりも重要なのは、若者がここで働きたいと思えるような魅力的な場所を提供することです。県議会議員という立場から地元の若者から話を聞く機会がありました。大きな時代の変化とともに、働く場所に求める価値観の違いを感じることがあります。今の若者が求める魅力的な働き場所には幾つかの重要な要素があります。ワーク・ライフ・バランスはもはや当たり前、その上で、自己成長やスキルアップの機会が豊富な職場であること、さらに柔軟な働き方ができる環境であることです。フレックスタイム制やリモートワークの導入により、個々のライフスタイルに合わせた働き方など、私の時代とは求めるものが本当に大きく異なっています。

そこで、知事にお伺いいたします。東京一極集中を是正し、岐阜県が人やモノの集まる魅力的で持続可能な場所として発展するためには、現状の地方の大学による魅力向上の取組や、サテライトキャンパスや研究機関の誘致とともに、県内に魅力的な働き場所を確保する取組などにより若者の人口流出を抑制する対策が必要ではないかと考えます。知事の御所見をお聞かせください。

次に、地方鉄道への今後の支援について質問をいたします。

二〇二四年十月四日、第百二代内閣総理大臣に就任した石破首相は、衆議院本会議の所信表明演説の中で、地域交通は地方創生の基盤です。全国で交通空白の解消に向け、移動の足の確保を強力に進めますと述べられました。まさにこのとおりで、交通は単なる移動手段ではありません。人々や社会、コミュニティとのつながりを維持し、豊かで安心できる暮らしを実現するための生命線です。人々や社会とのつながりを保つための移動手段の確保、特に誰もが自由に移動できるための公共交通を維持することが地方創生には必要不可欠であると強く感じています。

特に地方鉄道は、地域住民の通学・通勤などの足として欠かせない存在であり、地域の経済活動の基盤でもあります。移動手段の確保、少子高齢化や地域環境問題への対応、まちづくりと連携した地域経済の自立・活性化など、多岐にわたる観点からその活性化が求められています。

また、交通弱者である高齢者や若年層の移動手段として地方鉄道を維持することは、誰もが暮らしやすい地域づくりに直結いたします。特に高齢化率が高まる地方において、地方鉄道の脆弱化は住民生活の質の低下に直結することから、福祉政策の観点からも重要です。

岐阜県では、地方鉄道対策として様々な制度に基づき支援をしており、岐阜県公式ホームページで以下のよう

に発信されています。自動車に過度に依存したくるま社会は、交通事故、交通渋滞、環境悪化、中心市街地の衰退などの諸問題を増加させました。県民の移動手段の確保、特に高齢者や学生等のため公共交通機関を維持、確保、活性化する必要があります。そのために、住民、交通事業者、市町村など地域が一体となって取り組むことが重要となつてきています。県は必要な情報提供、助言を行い、効果的な取組を誘導しながら支援を行います、と大変前向きなメッセージであります。

現在本県には、明知鉄道、樽見鉄道、長良川鉄道、養老鉄道の四つの地方鉄道が存在し、それぞれが地域住民の通学、通勤、通院などの日常生活や、観光をはじめとする交流人口の拡大における役割を担っています。しかしながら、地方鉄道を取り巻く環境は、少子高齢化やモータリゼーションの進展などに伴い、極めて厳しい状況が続いています。さらに新型コロナウイルスによる影響もあり、令和四年度は全九十五社中八十五社と約九割の事業者が鉄軌道業の経常収支ベースで赤字を計上しました。県内の四つの地方鉄道も同様に赤字を計上している状況で、危機に瀕しております。

令和七年度の当初予算案においても、地方鉄道の維持確保対策の促進として、鉄道安全輸送設備等整備事業費補助金、鉄道施設維持修繕事業費補助金が予算計上されていますが、危機的な状況にある地方鉄道では、単なる現状維持ではなく、真に地域の発展に貢献し、利用者から感謝され、利用してもらえ人口減少時代にふさわしいコンパクトでしなやかな地域公共交通を再構築していく必要があります。そのためには、県による補完的な支援ではなく、県による主体的な支援が欠かせません。

地方鉄道は一つの市町村にとどまらず、複数の自治体にまたがって地域をつなぐ重要なインフラです。そのため、沿線自治体ごとにばらばらな存続策や活用策、支援策を検討しても、広域的な視点が欠ければ十分な効果を得られません。人口減少社会の中で鉄道事業者と地域が危機意識を共有、相互に協力しながら利便性、持続性の高い地域モビリティを再構築するために、県としてどのような支援を行っていくのか考えるべきではないでしょうか。

地方創生において持続可能な地域づくりが叫ばれる中で、地方鉄道の役割とその将来ビジョンについて、これまで沿線自治体単位で議論されることが多くありました。世の中の組織というのはおおそ縦割りです。しかし、県には地方鉄道を単なる赤字路線として整理するのではなく、その枠を超えて、県というより広域的な視点から支援策を打ち出していくことが不可欠であると考えます。

例えば、一部区間だけを整備しても、全体として利便性が向上しなければ利用者の増加につながらないでしょう。地方鉄道は線がつながっているからこそ、県として地方鉄道全体の一体的な将来ビジョンを示し、今後どう支援していくのか考える必要があります。県が主導することで沿線自治体の連携も深まり、持続可能な地域づくりの実現に大きく寄与すると考えます。

鉄道は、一度廃止すれば二度と復活できないでしょう。

そこで、知事にお尋ねいたします。地方鉄道は、地域住民の足としてだけでなく遠方から人を呼び込むためのインフラとして地方活性化の要となります。人やモノが集まる岐阜県の実現のため、地方鉄道に対し、今後どのような取組や支援が必要と考えておられるのかお聞かせください。

最後に、新規高卒就職者の離職防止対策について質問いたします。

県立高校を卒業した若者たちは、未来に対する期待と希望を胸に社会に飛び出します。彼らは新しい環境での挑戦に胸を躍らせ、自分の力を試すことに意欲を燃やしています。しかし、現実はずしも彼らの期待どおりにはいきません。県立高校卒業後に就職した若者が早期に離職してしまうケースが全国的に深刻な問題となっています。特に就職後三年以内の離職率が注目されており、全国平均では約四割に上ると言われています。

岐阜県においても例外ではなく、新規高卒就職者の離職率は一定程度高い水準にあると推察されます。このような現状は、若者のキャリア形成や経済的自立に大きな影響を及ぼすとともに、企業にとっても貴重な人材を失う痛手となり、地域経済の持続的発展にとっても見過ごすわけにはいかない重大な問題です。

新規高卒就職者の離職要因については、厚生労働省の調査などから主に以下の理由が指摘されています。

一、ミスマッチ。仕事の内容や職場環境が自分のイメージと異なる。二、労働条件。給与、労働時間、休日等への不満。三、人間関係。上司・同僚との関係での不適応。四、体力的、精神的な負担による疲弊。五、キャリア展望の欠如。将来の自分の成長が見えない。これらは県内でも同様に見られると考えられます。

特に、高校卒業後すぐに社会人として働き始める若者にとっては、学生時代との環境変化が大きく、職場でのストレスや戸惑いを抱えやすい傾向があります。学生時代は、教師や友人の温かいサポートを受けながら学

び、成長する環境でしたが、社会人になると一転して自立した働き方が求められます。この急激な変化に適応するのは容易ではなく、多くの若者が職場でのストレスや不安を感じるようになります。

また、昨今の人手不足の影響で、新入社員に対して過大な業務負担が求められるケースも増えています。経験が浅いにもかかわらず、多くの責任を負わされることで精神的なプレッシャーが増し、結果として離職を考える若者が増えていると考えられます。これでは、せっかくの若者の個性、才能が埋もれてしまうことになりかねません。

加えて岐阜県では、高校生の就職活動において一人一社制を基本としてきました。これは、学業が本職である高校生が勉学に専念しながらの早期内定を促し、混乱を避けるための制度であり、一定の役割を果たしてきました。しかし一方で、生徒が自分に本当に合った企業を見極める機会、能力、またサポート体制が十分でないまま早期に進路を決めざるを得ない状況も生じています。このため、入社後に思っていた仕事や環境と違ったりと感じるミスマッチが生じやすく、結果として早期離職につながるケースも少なくありません。若者たちが夢を抱いて入社した企業で現実とのギャップに苦しむ姿は、見ていて心が痛みます。

こうした背景を踏まえ、私は、離職を抑えるためには以下のような見直しや新たな支援策が必要だと考えます。

まず一点目として、進路選択支援の充実です。一人一社制の見直しについては、全国各地で議論が進んでおり、複数応募を容認する方向にシフトする自治体も始めています。岐阜県においても、生徒がより多くの企業と接する機会を持ち、自分に合った職場を選べる環境整備が必要です。また、インターシップや職場見学の拡充を通じて実際の現場を体験し、仕事内容や職場環境を具体的に知る機会を増やすことも大切です。これ

により、生徒は自分の適性や興味に合った職場を見つけやすくなり、ミスマッチによる早期離職を防ぐことが期待されます。

次に、キャリア教育の強化です。在学中から働くことに対する意識を高める教育の充実が不可欠です。社会人として基礎力、例えばコミュニケーション能力、課題解決力、チームワーク力などを養うとともに、自分の適性や強みを理解し、職業観を形成するためのキャリアガイダンスを積極的に導入すべきだと考えます。例えば、職業体験プログラムやキャリアアカウンセリングを通じて、生徒が自分の将来について具体的に考える機会を提供することが重要です。これにより、生徒たちは自信を持って社会に出ることができると思います。

次に、企業との連携強化です。学校と地元企業が密接に連携し、企業側も高校生に対する理解を深め、若者が働きやすい職場環境づくりを進める必要があります。例えば、企業説明会を学校内で開催したり、卒業生が母校に戻って働き方を語る機会を設けたりするなど、学校と企業が協力し合う取組を強化することで、生徒がよりリアルな職場像をつかめるようになります。

最後に、就職後のフォローアップ体制の充実です。入社後に不安を抱えたり悩んだりしている若者に対して、学校と企業、ハローワークなど関係機関が連携して相談体制を整え、早期離職を防ぐサポートが求められます。例えば、卒業後一年間は定期的に担任や進路指導担当が卒業生に連絡し、状況確認や相談に応じる仕組みを取り入れることも有効だと考えます。

私は、これらの施策を総合的に進めることで高卒就職者の離職を抑え、若者が自信を持って未来に向かって働き続けられる環境づくりにつながると考えます。加えて、県教育委員会としても生徒一人一人の人生設計に寄り添った進路指導と、学校と地域社会が連携する体制づくりを一層推進していただきたいと考えます。

そこで、教育長にお伺いいたします。

新規高卒就職者の離職状況、離職要因を踏まえ、一人一社制の見直しを含めた今後の具体的な離職防止対策について御所見をお聞かせください。

岐阜県の新知事として江崎禎英氏が就任されました。江崎知事のリーダーシップの下、岐阜県がどのような未来を描き、輝いていくのか、大きな期待が寄せられています。安心とワクワクにあふれる岐阜県とは、県民一人一人が安心して暮らせる環境を整えつつ、同時に未来に向けた新しい挑戦や機会を創出することを意味していると私は思います。江崎知事の下で岐阜県がどのように変わっていくのか、今後の展開が楽しみでなりません。本県はまさに今、新しい風が吹いており、四十二の市町村と岐阜県、そして岐阜県民百九十万人がわくわくする未来に向かって動き出そうとしています。

今回は人口流出、地域交通、離職対策をテーマに質問をいたしました。今後県議会議員として現場の声をしっかりと届けさせていただきます。安心とワクワクにあふれる岐阜県、人やモノが集まる岐阜県につながる前向きな御答弁をお願い申し上げます。以上で私の一般質問を終わらせていただきます。御清聴、誠にありがとうございました。

(拍手)

○副議長（伊藤秀光君） 知事 江崎禎英君。

〔知事 江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君） 就任の激励をありがとうございました。

まず、若者の人口流出を抑制する対策についてお尋ねをいただきましたので、そこから答弁をさせていただきます。

きます。

ただいま議員御指摘いただきましたように、若者の流出を防ぐには、県内にあります大学の魅力向上を図っていくことも重要だと考えております。本県では、各大学の特色やその強みを伸ばせるよう、岐阜大学での航空宇宙技術に関する教育の充実や、岐阜女子大学での県営住宅の子育て世帯向けリノベーションを通じた実践的な授業など、大学の魅力向上を図っているところでございます。

一方で、本県の人口動態を見ますと、令和五年に進学など学業上の理由で県外に転出される方は、十代、二十代の若者を中心に約千八百人であるのに対し、就職など職業上の理由により県外に移住する方は、その十倍近い年間約一万七千人となっております。このような状況に鑑みれば、大学の魅力向上と同時に、県内企業の魅力向上に取り組むことが必須だと考えております。

特に、岐阜県の有効求人倍率が一・五、これを超えているにもかかわらず、若い女性の転出の最大の理由が職業上の理由ということになっている事実に着目いたしますと、単に働ける場所があるからいいと、そういったことではなく、より多くの魅力をつくっていかなければいけないというふうに思っております。そのためには、価値観が多様化した若者、そして働ける時間に制約がある女性などがその能力と時間とを十分に生かした働き方を実現する働いてもらい方改革、これを強力に進めるとともに、若者の視点を生かして新たな分野に挑戦する企業をしつかりと応援していく、そのような対策を行ってまいりたいと考えております。

次に、地方鉄道への今後の支援策についてお尋ねをいただきました。

鉄道による輸送は、一度に多くの人や荷物を時間どおりに運ぶことができるということとともに、エネルギー効率が極めていいということもありまして、地球温暖化防止につながるなどのメリットがございます。県内

には、現在ＪＲ東海、名古屋鉄道といった大手鉄道事業者のほかに、議員御指摘のとおり樽見鉄道、長良川鉄道、明知鉄道、養老鉄道の四つの地方鉄道が運行しております。これらの地方鉄道は、通勤や通学をはじめとした地域住民の移動の足として欠かせないのもちろんのこと、岐阜県を訪れる観光客にとって旅行計画が立てやすい交通手段となっております。

一方で、県内にあります四つの地方鉄道は、もともと旧国鉄などの赤字路線、これを継承したものであることから施設や設備が老朽化しており、その維持管理に多額の費用がかかっております。そのため、これまで県におきましてもハード及びソフトの両面から様々な支援をしてきたところでございます。しかしながら、今後地方鉄道におきましては、人口減少に伴う利用者の減少や燃料費の高騰、人件費の上昇などにより、さらに厳しい経営を余儀なくされると思われます。

こうした状況を踏まえ、今後は単に地域住民や観光客にとつての移動の手段にとどまらず、鉄道を生かした新たなまちづくりや鉄道そのものに対する新たな魅力の創出など、需要喚起に向けた多角的な取組を進めるべく必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

○副議長（伊藤秀光君） 教育長 堀 貴雄君。

〔教育長 堀 貴雄君登壇〕

○教育長（堀 貴雄君） 新規高卒就職者の離職防止対策についてお答えします。

一人一社制は、就職活動の長期化による生徒の学習等への影響や企業側の確実な雇用確保などの視点から始まったもので、現在は岐阜労働局と経済団体、県教育委員会等で構成する岐阜県高等学校就職問題検討会議における申合せ事項となっております。

現在県立高校では、インターンシップ、デュアルシステムなどを通じて働くことの意義を学び、丁寧な企業研究を行うとともに、生徒一人一人に応じたキャリア教育を行っております。また、高校によっては企業を訪問し、教員と一緒に指導するキャリアプランナーを配置しており、生徒は求人票だけでは得られない情報や先輩たちの声も参考にしながら、保護者、教員との相談を重ね、会社選びを行っています。

社会全体でキャリアアップのための転職が多くなっているものの、就職当初のミスマッチがないことが重要であると私は考えております。この点については、県教育委員会も参加する岐阜県高等学校就職問題検討会議において、一人一社制も含め、今後検討が進められていくよう県教育委員会としても働きかけてまいります。

○副議長（伊藤秀光君） 八番 森 治久君。

〔三番 森 治久君登壇〕

○八番（森 治久君） それぞれ御答弁ありがとうございます。

一点、知事に再度伺いしたいと思います。

先ほど私も述べさせていただきましたが、石破茂首相が申された産官学の地方移転と創生においては、先ほども申し上げた関東圏の大学のサテライトキャンパスや研究機関、このようなことも国は地方の活性化のためには、地方創生には必要ではないかという御所見を述べられました。

知事におかれましては、確かにサテライトキャンパス、関東圏にある有名大学等のサテライトキャンパスや研究機関を地方に誘致するのは大変難しいことかとは思いますが、やはりそれも一つの岐阜県の人やモノが集まる岐阜県づくりということでは大切かと思いますが、その点、もう一度御答弁をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○副議長（伊藤秀光君） 知事 江崎禎英君。

〔知事 江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君） 御質問いただきありがとうございます。

ただいま議員御指摘のとおり、各大学におきましても、その魅力を高めるために様々な取組を行っているところでございますが、この岐阜県にそうした大学のサテライトを引き寄せるためには、この岐阜県自身がその研究のフィールドとして価値のあるものでなければなりません。ちなみに、東海国立大学機構におきましては、名古屋大学が岐阜大学と連携しましたのも高山という山間部、ここにおける研究の可能性を探りたいというものの、そうした意味におきまして、今現在岐阜県内におきまして、高齢者の方々に健康になつていただくために喫茶店のモーニングプロジェクトをやっておりますけれども、これは今名古屋大学と連携しておりますが、ここで得られた情報を基に、今後東京大学がフレイルの国際基準をつくる、そういった取組も関係してまいります。こうした魅力を高めることによりまして、大学にとつてもこの岐阜県に進出することに価値があると、そうしたフィールドになるように力を尽くしてまいりたいと思っております。

○副議長（伊藤秀光君） 十一番 小川祐輝君。

〔十一番 小川祐輝君登壇〕（拍手）

○十一番（小川祐輝君） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を始めたいと思ひます。

まずは江崎知事、御就任おめでとうございます。新知事となられた江崎知事の所信表明や、一般質問の答弁で知事の考え方を聞いていますと、岐阜県の課題を俯瞰的に把握し、その中で一見答えがなさそうな課題であ

つても、その答えは必ず現場にあると、答えを出していくという解決に向けたアプローチや、また岐阜県から課題を解決するモデルをつくっていく、日本の制度を変えていくといった考え方は、当たり前だと思っていた思考の枠を外し、新たな視点で物事を捉え直すきっかけとなります。私も今後、一般質問等でこのようなアプローチや視点も持ちながら政策を語っていかねければならないと感じております。

それでは早速ですが、本日は二項目、三点の質問について知事に伺いたいと思います。

まずは、障がいのある人もない人も共に生きる社会の実現について質問をしたいと思います。

共生社会の実現に向けては、岐阜県議会では、議員提案による岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例が平成二十八年第一回定例会で可決をされました。この条例には、障がいのある人に対する理解を深め、障がいを理由とする差別の解消を進めることはもちろん、さらに一歩踏み込み、障がいのある人となない人が積極的に交流する機会を幼児期から増やし、障がいのある人もない人も共に生きる社会づくりを進めていくことが目的とされ、施行されました。

この条例は、障がいの社会モデルと呼ばれるものが前提になっています。障がいというものの捉え方には個人モデルと社会モデルの二つの捉え方があります。例えば、エレベーターのついていないビルの上階に行きたい車椅子を利用して障がいのある方がいるとします。この方が二階に行くことを妨げているのは、この人の足の障りのせいなのか、それともエレベーターがついていないという建物の構造の問題なのかという点です。つまりは、その人の心身の機能に障がいがあるという障がいの個人モデルと、障がいのある人が被る妨げこそが障がいであるという障がいの社会モデルであり、後者の考え方がスタンダードになってきております。また、岐阜県では本年度から令和八年度までの三年間、第四期岐阜県障がい者総合支援プランが策定され、このプラ

ンに基づき、障がいのある方に対する事業が実施されています。

先日、江崎知事は、目指すべき十の目標を発表されました。その中には、障がいのある方に対しての様々な事業が考えられています。例えば、今議会にも上げられている事業では、障がいのある方の文化芸術やスポーツの推進、就労や職場定着するための支援、医療的ケア児が校外学習や宿泊学習などにも参加できるようにする支援などです。また、今後検討を進める施策には、障がいのある子供たちが親亡き後も安心して暮らせる総合的なケアサポートシステムの開発導入やインクルーシブ教育など、多様な子供が学べる教育を推進するとあり、障がいのある人となない人が共に生きる社会の実現に向け、動き出そうとしております。

今回の質問は、特に今後検討を進める施策を基に、共生社会の実現について知事の考えを伺いたいと思います。

まずは、障がいのある子が生まれてから親亡き後まで、地域で幸せに暮らせる社会に向けたビジョンについて伺いたいと思います。

今後、障がいのある子供たちが親亡き後も安心して暮らせる総合的なケアサポートシステムの開発導入が検討されていくと思います。私も保護者の皆さんからよく話を聞くのが、障がいのある子供を持つ親が考えることは、自分たちがいなくなった後に子供がどう生きていくのかということです。このままでは安心して亡くなることもできないという話も聞いたことがあります。ある調査では、日本では障がいのある子供のいる家庭のうち九五%の家族が親亡き後の子供の生活に不安を抱えているというデータがあります。

このような不安がある中、確かに岐阜県では積み重ねられた関係者の御尽力により、障がいのある人に対して支援する制度は網羅的に整ってきているように思います。一方で、面積の広い岐阜県内で、地域的な理由や

障がいのある人にとって受け入れられるのが難しく、サービスを受けることができないことがあったり、またサービスを受けられたとしても、受け入れてもらえないということだけでもありがたく、子供の幸せまでは望めないというような、障がいのある方の幸せにつながっていないような、そんなケースも見受けられます。つまり、制度があることと、サービスが受けられることと、障がいのある方が幸せであることは別であるということです。

江崎知事は、障がい者福祉の目的は、その人が生涯にわたってよりよく生き、幸福を感じられるように、一人一人に役割と生きがいを与えることである。そのために障がい者の権利を守りつつ、障がいのある方が自分の能力を発揮し、誇りと生活力を持てる体制を整備し、障がい者支援に関わる、携わる人材の育成に取り組むとおっしゃっていました。

私も障がい者福祉の目的について同様に考えております。今後検討されるシステムが障がいのある方への支援が制度としてあるだけではなく、障害者福祉の目的に向け、もう一段階深く、障がいのある方やその家族が幸せに生きることができるといふ視点まで踏み込んだシステムであってほしいと思います。岐阜県で障がいのある子が生まれてから親亡き後まで地域で幸せに暮らせるというシステムを確立することが、障がいのある子供の幸せだけでなく、言葉を選ばずに言えば、子を持つ親が安心して亡くなることもつながると思います。

そこで知事に伺います。

親亡き後も安心して暮らせる総合的なケアサポートシステムの開発に当たり、知事が大切にしていきたいことや、障がいのある子が生まれてから親亡き後まで地域で幸せに暮らせる社会に向けたビジョンについて、ど

のようにお考えでしょうか。

次に、障がいのある子と障がいのない子が同じ場で共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムの構築について質問させていただきます。

日本においては、一九七九年に養護学校の義務制実施により、障がいのある子供の学びの場は障がいのない子供たちとは切り離され、別の場で別の教育を受けることを前提とした教育システムを構築してきました。障がいがあると分かった時点で、別の学校、別の教室で教育を受けるということです。そのような教育システムの中で、保護者や子供たち、教育関係者を含めた社会全体で障がいがあったら別の場に行くことがよいという認識が広がりました。

世界的な動きを見ると、国連では一九七〇年代から障がいのある人の権利に関して幾つもの宣言、決議を採択してきましたが、これらの宣言、決議は法的拘束力を持つものではありませんでした。

しかし、二〇〇六年に障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利に関する条約が第六十一回国連総会で採択され、二〇〇八年五月に発効いたしました。

この条約には、障がいのある子供とない子供が共に学び、障がいのある子供に必要な合理的配慮が提供されるインクルーシブ教育システム構築の必要性が記載されています。条約が求めているものが、インクルーシブ教育の実践ではなくインクルーシブ教育システムの確保であることです。もちろんシステムの下でインクルーシブ教育の実践が行われるべきものであることは当然ですが、条約ではシステムの確保が求められています。

日本では、この条約への批准に当たって、障害者基本法の改正をはじめ、様々な法制度の整備が行われました。その中で文部科学省が二〇一二年に出した報告では、インクルーシブ教育システムでは可能な限り障がい

のある子供とない子供が共に学ぶことを目指すべきとされました。特にここで意識していただきたいことは、共に学ぶとは、同じ場で共に学ぶことであると説明がされていることです。

その後、二〇一三年に学校教育法施行令が一部改正され、従来は就学基準に該当する子供については特別支援学校に原則就学すべきとされていましたが、本改正により、障がいの状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等の専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みに改められました。最終的な判断は教育委員会が行うものとなっておりますが、留意事項として、本人・保護者の意見については可能な限りその意向を尊重しなければならないことになっており、本人や保護者の意見が尊重された就学先の決定がなされることになりました。

このような整備がされ、二〇一四年に日本は障害者権利条約に批准、二〇一六年には障害者差別解消法が施行され、行政機関に対して合理的配慮の提供が義務づけられ、民間事業者は努力義務が課せられました。そして、昨年二〇二四年の改正では合理的配慮が民間事業者にも義務化されました。

合理的配慮とは、障がいゆえの特別な配慮ではなく、障がいのない人との平等を求めることで、障がいのある人の人権及び基本的自由を確保するために必要な対応や配慮を実現することです。例えば、二階建ての建物に足の不自由でない人に対して階段を設置するという配慮が当然のこととして行われることに対し、足が不自由な人への配慮は特別なこととして可視化されてしまいます。これに対し、国の障害者政策委員会の委員長を務めた社会学者の石川 准氏は、世の中に配慮を必要としない人々と特別な配慮が必要な人々がいるのではなく、既に配慮されている人々とまだ配慮されていない人々がいるだけだと言っており、エレベーターを設置するのは特別扱いではなく、配慮の平等であると言っておられます。このことから、教育における合理的配慮は、

障がいのある子とない子が平等に教育を受けられる権利を確保するための配慮であるということです。これは、体制面や財政面で過度の負担にならない程度ということが書かれております。

二〇二二年には障害者権利条約の実施状況に関する評価として、国連障害者権利委員会から日本政府へ勧告がありました。その勧告の強く要請する事項には、分離特別教育を終わらせることを目的とし、障がいのある子供がインクルーシブ教育を受ける権利を認識すること、全ての障がいのある子供に対して個別の教育要件に見合う合理的配慮を保障し、インクルーシブ教育を確保すること、通常の学校へのアクセシビリティを確保すること、教育職員にインクルーシブ教育に関する研修を確保することなど六点が指摘をされました。

これまでインクルーシブ教育システムについて、背景や歴史など様々なことを申し上げましたが、つまりはインクルーシブ教育システムが障がいのある子供が障がいのない子供と同じ場所で共に学ぶ権利であるということをまずは強く意識し、大前提として表に出す必要があると考えています。そうしないと、インクルーシブ教育システムが望ましい教育論の議論になったり、学ぶ場を選ぶことができる権利のように理解されたりしてしまうおそれがあるからです。

第四次子どもかがやきプランの岐阜県が進めるインクルーシブ教育システムは、幼稚園・学校に通う特別な支援を必要とする子供たち一人一人の多様な教育的ニーズに対応することができるよう、一人一人の教育的ニーズに応じて地域の多様な学びの場を柔軟に活用できる新たな学びのスタイルづくりに取り組みますという説明があり、岐阜県のインクルーシブ教育システムは学ぶ場を選ぶことができる制度かのような意味に取れてしまう可能性があり、大前提である可能な限り障がいのある子供とない子供が同じ場所で共に学ぶことを表に出す必要があるのではないかと考えています。

また、就学先の決定においては、本人・保護者の意向を最大限尊重するように変更がなされた一方で、例えば、全国的に見れば医療的ケアが必要な子供が地域の学校から入学を拒否されるケースがあったり、通常の学級に通うことを選択した場合、地域の学校に通いたいなら保護者の付添いが必要だというような条件が提示されるケース、知的障がいのある子供が通常の学級を選択しようとした際に、ほかのみんなに教えている間、何もやることなくってしまうと言われるケースもあります。

障がいがあれば地域の学校に当たり前に通えるところ、障がいを理由に地域の学校に通えないのは権利を確保しているとは言えず、権利を侵害しているとも言えます。通常の学級に行った際にどのような支援が受けられるかの配慮についての詳しい説明はなく、それを聞いた保護者は特別支援学校に通ったほうがいいのではと考えてしまいます。就学先の決定について保護者の意見は尊重されていますが、そもそもの保護者の意見を特別支援学校に行くように導いてしまうような説明がなされたり、そのように感じ取れてしまう雰囲気を出してしまうことがあります。これは、教育委員会や現場の教員、保護者自身でさえ障がいがあつたら別の場に行くことがよいという以前の認識が残っており、障がいのある子供が障がいのない子供と同じ場所で共に学ぶことが前提にあるという認知の変化に至っていないのではと考えられます。現場では、このような認識があるということを特に注意していかなければなりません。

まずは、インクルーシブ教育システムが障がいのある人となない人が同じ場所で共に学ぶ仕組みであるという大前提を、社会も行政も保護者や家族も共有をしていくことが大切です。このような大前提が共有されているアメリカでは、障がいのある子供が生まれたら、小学校の通常の学級に行くことを前提に専門家によるチームが出来上がり、早期の療育を始めることができます。こういう前提を共有することで、早期の療育以外

にも、例えば就学先の決定の際には、通常の学級に行つた場合どのような配慮が考えられ、支援をしていけるのかをまず一番初めに考え、それを保護者と共有することで保護者は通常学級を前提で考えることができます。その上で、通級による指導や特別支援学級、特別支援学校という学びの場が必要だと判断すれば選択するというプロセスが生まれます。小学校の通常の学級に行けることが前提となっているというプロセスを経てこそ、初めて岐阜県が目指すインクルーシブ教育システムに近づけるのではないかと考えています。

そこで、知事に伺います。障がいのある者となない者が同じ場で共に学ぶという大前提が大事だと考えるが、岐阜県におけるインクルーシブ教育システムの構築の方向性について、知事はどのようにお考えでしょうか。

最後に、リニア中央新幹線のトンネル掘削工事に伴う瑞浪市大湫町における地下水位低下と地盤沈下について伺います。

昨年二月に瑞浪市大湫地内において、リニア中央新幹線のトンネル掘削工事が原因と見られる地下水位の低下が確認され、地域住民の皆さんが日々利用されておられる井戸水やため池などが枯渇する事案が発生してから約一年がたちました。今回、江崎知事が新知事として就任されるに当たり、今後の方針について伺いたいと思います。

まず振り返ると、前回六月議会で古田前知事に質問したところ、委員会による審議を精力的に進めること、JR東海が実施する対策をしっかりとフォローアップすること、その過程で地域の皆様の声に耳を傾けることと答弁をいただきました。また、その後の七月十日に開催されたリニア中央新幹線建設促進岐阜県成同盟会でも強い危機感を持つて対応するという旨、地盤委員会で論点等を整理し対策を進めていくという旨、沿線市町六市一町で取り組み、急がば回れ精神で住民の声に耳を傾けながら進めていくと発言されました。

このようなことを受け、地盤委員会では月に一回のペースで開催されており、六つの論点に基づき審議が行われています。

一つ目は環境影響範囲の把握について、二つ目は原因究明について、三つ目は応急対策について、四つ目は被害拡大防止について、五つ目はモニタリングについて、六つ目は水環境の保全に向けた検討について、この六つの論点について審議が行われており、これまでに地下水位低下や地盤沈下の発生メカニズムが徐々に明らかとなり、どちらもトンネル湧水が原因の可能性が高いことが示されています。また、瑞浪市長も地盤委員会には過去二回出席し、十一月の地盤委員会では、市の考えとして地盤沈下の原因として考えられる地下水位の低下を止めるための対策を速やかに講じること、地下水位の回復に向けた対策を速やかに検討し実施すること、これら対策に係る見通しを早く示すことの三点をJR東海に求めています。また、今年一月の地盤委員会では、国家的プロジェクトとして進めていくためにも総力をもって対策いただきたい、スピード感を持って専門家の意見も参考にしながら対策を打っていただきたいとJRに対し求めました。

現在の被害状況については、水位低下の状況を申し上げますと、先月時点で井戸、ため池二十二か所で減水、枯渇が発生しており、JR東海の観測井では、昨年二月時点と比較して水位が六十メートル以上低下している状態です。加えて昨年八月には地盤沈下が確認され、今年二月時点では最大九・七センチの沈下が確認された場所があるなど被害は継続している状況です。

JR東海の対応としては、昨年六月から地下水位の状況が分かるよう、日々の最新データを地元公民館に揭示していますが、八月の地盤沈下の発覚後は、毎月個別相談会を開催するとともに、沈下状況データも公民館に掲示するなど情報を開示していただいています。また、本年一月には七か月ぶりに全住民への説明会が開催

され、私も参加させていただきました。

説明会ではトンネル湧水低減対策や応急措置、原因究明のための調査など、これまでの対応についてとこれからの対応スケジュールが示されました。応急措置として、上水道の確保や代替水源の確保、家屋の不具合などの補修等、住民に寄り添った一定の対応がなされていたり、原因究明の調査の報告で地下水位低下や地盤沈下の発生メカニズムについて分かってきたことも多くあり、理解できたところもありました。しかし、町の住民が一番望んでいるトンネル湧水低減対策では、工法の参考事例のトンネルが路面が隆起したり土砂流入が発生したことから再検討されており、また、代替案として提示された深さ百五十メートル、延長二百メートルの遮水壁の設置については、プラント設置等の大規模工事になり、地下水等の環境への影響も考えられることから、現実的な工事ではないとの見方が示され、地下水位低下や地盤沈下に対する対策については先行きが見えない状況であり、住民は将来に向かって町が存続できるか大きな不安を感じています。

大湫町は中山道の旧宿場町で、琵琶峠の石畳や江戸時代の建築が残る歴史や文化が息づく、周りを自然豊かな山々に囲まれた町です。人口は三百人程度ですが、町民同士の結びつきが強く、令和二年度には大湫町ミライ総合振興計画を立て、三十年後も大湫町が大湫町として存在していることをという町の将来像を描き、独自の転入対策を行い、四年間で町の人口の約一割に当たる三十人の移住者を呼び込んだというような成果も上げています。

また、令和二年の災害で倒れてしまった神明神社の御神木である神明大杉再生活用事業では、岐阜県にも大変助けていただきましたが、住民が一体となって取り組み、国交省所管の地域づくり表彰を受賞するなど、住民が力を合わせて町を大切に守ってきました。意見交換会でも多くの意見が出ましたが、根本にあるのは大湫

町が大湫町として存続するために今までの環境を守りたいということですし、そのためにＪＲ東海には国などの助けも含め、考え得る全ての可能性に取り組んでいただきたいという意見であると思います。

今後、地盤委員会においてＪＲ東海から提出されるトンネル湧水対策について審議が行われると思いますが、地元住民の不安を取り除くには、市が住民に寄り添って意見を集約し、ＪＲ東海に伝えること、県が地盤委員会を通じてＪＲ東海の出す対策について環境保全上の観点から確認を行い、あらゆる手を尽くすようＪＲ東海に求めていく、そういった姿勢が大切であると、必要だと考えます。

そこで、知事に伺います。瑞浪市大湫町で地下水位低下や地盤沈下が継続していることに対して、これまでの対応についての所感と、新知事としての今後の対応方針について伺います。

以上、二項目、三点について知事に質問させていただきました。明確な答弁をお願い申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございます。

（拍　手）

○副議長（伊藤秀光君）　知事　江崎禎英君。

〔知事　江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君）　まず、障がいのある子供が生まれてから親亡き後まで地域で幸せに暮らせる社会に向けたビジョンについてお尋ねをいただきました。

まず最初に申し上げたいのは、障がいというものは先天的なものだけではなく、事故や病気によつて後天的にも生ずるものでもございます。そしてまた、人生百年時代においては、多くの人が身体や認知機能の衰えとともに誰かに支えられながら生きていくことになります。今後さらに高齢化が進むことや、医療技術の発達に

よって、従来であれば助からなかった命も救えるようになることを考えれば、そうした多様な状況にある方々を社会全体で受け止め、支えていくことが大切であり、そうした社会をつくることこそが必要だと考えております。

そこで、障がいのある方もない方も同じ社会のプレーヤーとして活躍することができる、安心して暮らせる共生社会を実現していくためには、社会に存在する様々なバリアを取り除いていくことが必要だと考えております。そのためには、御指摘のありましたように、エレベーターやスロープなど日常生活における物理的なバリアフリー化を進めるとともに、あらゆる個性を尊重し支え合うための心のバリアフリー化も同時に進めていくことが必要だと考えております。特に、障がいのある方の社会参加と自立に向けては、障がい者就労施設による就労機会の創出だけでなく、働いてもらいたい方改革により、一般企業の中にも働きやすい環境づくりや、共に活躍できる場づくりを進めることが必要だと考えております。さらに、日常生活を支える障がい福祉サービスの充実や質の向上、相談体制の強化など、いつまでも地域で安心して生活できるよう、支援体制の整備を推進してまいります。こうした取組を進めていくことで、障がいのある子供たちが親亡き後も安心して暮らせる総合的なケアサポートシステムの構築を図ってまいりたいと考えております。

次に、障がいのある子と障害のない子が同じ場で共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育のシステムの構築についてお答えをさせていただきます。

私たちが暮らす社会というのは、異なる年齢、異なる性など様々な方々によって成り立っております。そのため、学校教育においても年齢、性別、障がいのあるなしに関わらず、共に学び、その持てる力を十分発揮できるよう子供たちを育んでいくことが重要です。私たち大人には、子供たちが互いの得意、不得意を認め合い、

それぞれのよさを發揮し、互いに助け合って生きていける教育環境をつくる努力が求められます。こうした考えの下、まずは同じ場所で共に学ぶことを出発点として、どこでどんなことをどのように学び、成長したいのか、本人や保護者の思いを丁寧に向い、寄り添うことが重要です。

その一方で、障がいのある子供には学びの場においても福祉との連携は欠かせません。学校における計画的な受入体制の整備や福祉の専門家のサポート、地元の住民の方々の支援など地域全体で取り組む仕組みづくりを進めることが重要だと考えております。こうした仕組みづくりを通じて、障がいのある方もない方も共に生きる社会の実現に向けて、インクルーシブな教育システムの構築を進めてまいりたいと考えております。

最後に、リニア中央新幹線のトンネル掘削工事に伴う瑞浪市大湫町における地下水位低下と地盤沈下についてお尋ねをいただきましたので、お答えさせていただきます。

リニア中央新幹線は、三大都市圏を約一時間で結ぶ日本経済を支える国家プロジェクトであるとともに、国民生活はもちろん岐阜県にとっても経済活性化や観光開発、そして二地域居住、ひいては人口減少対策など地域の発展のために極めて大きな可能性をもたらすものです。そのような期待の高いリニア事業におきまして、今般、瑞浪市大湫町での水位低下、地下水位の低下や地盤沈下という事態が発生したことは誠に残念だと思っております。

特に初動において、地域への説明がないまま個別世帯への対応が優先されたことで、住民の間で不安が生じることになったことは反省すべき点が多いと思っております。一方、作業工程の大半がトンネルというかつてない規模での工事であることから、不測の事態が生じる可能性はゼロにはできません。大切なのは、そうした場合に住民の方々への影響を軽減するため、迅速に必要な対応を行うことだと思っております。

私は、先日ＪＲ東海の丹羽社長ほか幹部の方から、直接本事案に関するこれまでの対応について御説明をいただきました。その際、私からは、住民の不安を取り除くため、起きた事象に対し、ＪＲ東海が可能な限り丁寧に対応することが必要である旨を直接お伝えをいたしました。これに対して丹羽社長からも、ＪＲ東海としてできる限りのことをしっかりと行う旨のお話を伺いました。

ＪＲ東海に対しては、まずは英知を結集して本件対策に取り組んでいただくとともに、情報の共有や説明など、地元に取り添い、丁寧に対応していただきたいと考えております。そして、地元瑞浪市には、住民の声に耳を傾け、現場で起こっていることを、そして住民の思いを集約していただき、県及びＪＲ東海に伝えていただきたいと思います。

県としては、引き続き地盤委員会での議論を進めまして、知事としての意見をＪＲ東海にしっかりと伝えていきたいと思っております。以上です。

○副議長（伊藤秀光君） 一番 木村千秋君。

（一番 木村千秋君登壇）（拍手）

○一番（木村千秋君） 二日目の一般質問は私が最後でございます。いましばらくお付き合いくださいようお願いいたします。

まずは江崎知事、このたびは誠におめでとうございます。日々激務でしょうから、お体にはしっかりと気をつけていただいて、お仕事に当たっていただきたいと思っております。お願いいたします。

では、議長のお許しを得ましたので、通告に基づきまして一般質問を始めさせていただきますと思います。私からは大きく三つ、一つ目として、五周年を迎える岐阜関ヶ原古戦場記念館の今後の活用についてと、二

つ目は、防犯カメラ設置促進補助事業の総括と今後の補助事業の在り方について、三つ目は、金融経済教育の推進についてであります。

では、一つ目の五周年を迎える岐阜関ヶ原古戦場記念館の今後の活用についてから始めてまいります。よろしくお願いいたします。

岐阜県の西の玄関口不破郡、我が地元でありますが、この機会にほんの少し御紹介させていただきたいと存じます。

二〇二五年二月現在、人口六千百三十五人の関ヶ原町と人口二万五千六百九十六人の垂井町の二町、三万千八百三十一人から成ります。春は雪解けの伊吹山を背に、不破郡中央を悠々と流れる相川には満開の桜と泳ぎを覚えたばかりのこいのぼりは、毎年新聞の一面を飾ります。そして、伊吹山の裾野に広がる豊かな自然の中で、伊富岐神社のお神楽さんが拝殿脇の岐阜県天然記念物の大杉を横目に舞い、林業が地場産業でもある今須杉の新緑は目にも鮮やかです。その新緑とともに、五月のゴールデンウィークには垂井曳山祭りの祭りばやしと子ども歌舞伎が町をにぎやかにしてくれます。その祭りの千秋楽を惜しむ間もなく、美濃国一宮南宮大社の例大祭が盛大に行われ、今年六月八日には式年遷宮の一行事である御樋代木奉迎祭が執り行われます。秋には四百年を遡り、誰もが戦国時代にタイムスリップできる大関ヶ原祭と、大太鼓が有名な表佐太鼓祭りや、約三十年ぶりに復活させた玉太鼓踊りが繰り広げられます。そしてしばらく季節が進むと、白銀の歴史に国会える不破郡へと変化します。

こうして彩り豊かな春から一年を通じて祭りに出会える地域であり、よいところ見つけを始めたばかりではないくらいであります。まさに「ワクワク」ですよ。こうした関わりの深い地元の団体、地元ならではの食文化

を展開する商店、また不破郡だけではなく魅力あふれる県内各地と点と線で結んでいただく全県展開で連携を取っていかたと願いを込め、これより質問を進めてまいります。

全国のみならず、世界中からお越しになる皆様を西の玄関口でようこそとお出迎えする不破郡が今後果たす役割は大きいと考えます。その玄関口に核として構える岐阜関ヶ原古戦場記念館、議場の皆様には、お手元に配付させていただきました資料を御覧いただけたらと存じます。（資料を示す）

新年度には開館五周年の節目を迎えます。来館者数は令和六年十一月に六十万人を達成し、令和七年二月末現在で六十二万人。交通アクセスは非常によく、最寄りのＪＲ関ヶ原駅からは徒歩十分、関ヶ原インターチェンジからは車で五分で御来場いただけることが魅力です。駅については、エレベーターなどが整備されると、誰もがより一層御利用しやすくなると感じております。

まだ御来場されたことのない方もあるかと存じますので、館内を簡単に御説明させていただきます。一階には全国を舞台とした東西陣営の戦いを俯瞰できる巨大な床面スクリーン、グラウンド・ビジョンと両軍の激突を臨場感たつぷり大迫力の大画面で鑑賞することのできるシアターがあり、約二十五分間で関ヶ原合戦の全てを知ることができます。二階には戦国武将になり切ることができる様々な体験コーナーがあり、三百六十度全面ガラス張りの五階の展望室では、ここ関ヶ原から日本の新たな時代が始まったと御実感いただけるのではないかと思います。

お隣の記念館別館レストランでは、戦国武将をイメージした数々の食事メニューや、御来館の思い出にとバラエティー豊かなお土産物が用意されております。また、関ヶ原駅を一步外へ出ていただくと、正面には関ヶ原駅前交流館「いざ！関ヶ原」が御当地ならではのお土産と、今年は三月十五日から十一月三十日までの期間

となりますが、地元を知り尽くした観光案内所の丁寧なガイドさんが訪れた方々の旅気分を高揚させてくれます。こうした場所も併せて大いに活用していただけたらと思います。

さて、御説明はこの辺りにさせていただきます、これまでの岐阜関ヶ原古戦場記念館の活用方法としては、教育面、県内の小学校・中学校・高校での活用と観光面での活用が主だったと存じます。教育面では、教育旅行、いわゆる社会見学として小・中・高校の実績があり、令和五年度においては県内五十八校、県外三十五校、計九十三校、四千五百三十人の御利用がありました。岐阜県のホームページでは、県の施設を利用した学習活動の紹介施設一覧がありますが、そちらについても岐阜関ヶ原古戦場記念館の掲載があり、大変分かりやすくなっておりますので、今後也大いに御利用いただきたいと思います。

また、観光面では、大河ドラマ展、関ヶ原合戦ゆかりの史跡や戦国武将のPR、愛知県や静岡県など他県と連携した周遊ラリーなど、様々な取組を進めていただいております。特に大関ヶ原祭をはじめとしたイベント開催により、全国の武将、戦国武将ファンに対して関ヶ原の魅力をしっかりとPRしていただいております。また、ワテルロー古戦場、ゲティスバーグ古戦場、そして関ヶ原との世界三大古戦場もしっかりと取組を進めていただいております、新年度には交流を始め十周年を迎えます。

こうした中、本年度は秋篠宮皇嗣同妃両殿下並びに悠仁親王殿下が記念館を御視察されたことや、関ヶ原の戦い前夜の日本を舞台にしたドラマ「SHOGUN」がアメリカのエミー賞で十八冠に輝いたということもあり、国内外から注目を浴び、来訪者が増加しているとお聞きしております。関ヶ原には、ほかにもこうした歴史をテーマにした石材の彫刻、石彫も町内各所に点在しており、全国で活躍されている彫刻家の方や芸術を学ぶ学生さんも多く訪れる町であります。

こうした機会を逃すことなく、県内はもとより日本全国、世界各国からお越しいただけるよう、また岐阜関ヶ原古戦場記念館が核としての役割をしつかりと果たしていくためにも、記念館を充実させるとともに、県内外の関係機関と連携して西の玄関口関ヶ原を大いに盛り上げ、関ヶ原から岐阜県全体がさらに活性化されるよう取り組んでいかなければならないと考えています。

そこで、これまで観光面や教育面で活用されてきた岐阜関ヶ原古戦場記念館の充実と、記念館を核とした全県的な連携や周遊観光の促進について、今後どのように取り組んでいかれるのか、知事にお尋ねいたします。続いて、二点目であります。

防犯カメラ設置促進補助事業の総括と今後の補助事業の在り方について質問させていただきます。

関心が高いことだけに、昨日も尾藤先生の代表質問にもございましたように、県議会ではこれまでに何度も関連する質問がなされてきておりますが、私なりの思いで質問を進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

防犯カメラは、被害の未然防止や犯人の特定等による犯罪解決に役立つなど、地域住民の安全で安心な地域社会をつくっていく上で果たす役割は大きいと考えます。実際、昨年十二月に北九州市の飲食店で起こった殺人事件や今年一月に長野駅で起こった通り魔事件においては、防犯カメラの映像が犯人逮捕につながったとされています。

本県では、令和三年度、令和四年度の二年間にわたり、岐阜県警において街頭防犯カメラ設置促進補助金交付事業が行われました。本事業は、安全・安心なまちづくりを推進するため、自治会や事業者等に対して防犯カメラの設置費用を補助するものです。県下あまねく防犯カメラの整備普及の機運を高め、各自治体による同

種補助事業の創設、拡充につなげることを企図した二か年の事業でありました。補助実績としては、令和三年度は二十二ある警察署管内のうち十七の管内で三十四団体、百九台、約一千万円の補助となりました。令和四年度には十二警察署管内で十三団体、一部重複しておりますが二十六台、約四百万円の補助となったところがあります。県下二十二署全ての警察署管内でこの補助事業を活用した防犯カメラの設置が進み、この補助事業実施以降には、目的に沿うべく新たに市町独自で防犯カメラ設置の補助事業が創設されるようになりました。令和六年十二月末現在では、県下四十二市町村のうち二十七市町が独自の補助事業を実施しており、残りの十五市町村においては設置促進に向け、どう働きかけていくかが課題となっております。

さて、令和五年に行われた街頭防犯カメラ設置促進事業に関するアンケート調査では、街頭防犯カメラの効果として八三%以上が犯罪の解決に役立つと回答がありました。街頭防犯カメラによりプライバシーを監視されているような気になるかについては、五五%以上が気にならないと回答。街頭防犯カメラを現状より増やすべきかについては、約七〇%が現状より増やすべきと回答されており、御理解ある回答結果と言えます。ただ、気になったアンケート結果として、この補助事業の認知度は約一八%と非常に低く、私の地元でも動きかけた矢先に終了していると知らせがあり、大変残念だったとお声が寄せられました。監視下ばかりがいいとは思いませんが、事件・事故などが頻繁に起こる場所への設置は、その抑止力にもつながると言われており、大変有効だと考えます。こうしたことから、この補助事業を改めて御検討いただきたいと存じます。

全国では、補助事業を継続している県や様々な条件の下で防犯カメラのレンタルをしているところもあります。設置後の維持管理の問題もありますが、人手不足の昨今、事件・事故の早期解決に向け、また安心・安全の取組につなげるため、さらには市町村の負担軽減のためにも県警としての大きなサポートを切に願います。

そこで、県警本部長にお伺いいたします。

令和三年度と令和四年度の二年間実施した防犯カメラ設置促進補助事業をどのように総括し、今後の防犯カメラ設置促進補助事業の在り方についてどのように考えているのかお尋ねをさせていただきます、最後、三つ目の金融経済教育の推進についての質問へと入らせていただきます。

改訂されました学習指導要領が二〇二〇年度より小・中・高校において順次実施となり、金融経済教育が必修化されました。この背景には、二〇二二年四月から成年年齢下げにより十八歳からクレジットカードを作るなど、金融に関する様々な契約を自ら行えるようになるといったことがあります。デジタルマネー化やキャッシュレス決済が当たり前の時代に、金融経済教育の重要性はますます高まりつつあります。

ここで改めて金融経済教育とは、学齢期からお金の仕組みや価値、使い方を理解し、将来的な経済的自立を促進するための教育です。急速に変化する社会経済情勢、今を生きる子供たちのお金にまつわる環境は複雑多様化、実際に硬貨や紙幣を手にすることなく取引される環境は当たり前の時代に生まれ育っています。そのため、早い段階でお金にまつわる基本的な概念やデジタルマネーとの付き合い方、計画的な消費や貯蓄の重要性、さらには投資や借入れ、詐欺被害などリスクについてもこの教育を通じて学びを深めていかなければならないと考えます。とはいえ、家庭内においても、お金については様々な価値観の下、子供たちは育っており、あらゆる場面で金融経済教育への取組をしつかりと進め、将来的に安心した社会生活を送るため、継続して正しく学んでいく必要があると考えます。

そのような中、官民一体で中立的な立場で取組を進めるべく、金融経済教育推進機構J-FLECが二〇二四年四月に設立されました。こうした組織と一体となって、我が岐阜県でもこども計画にもありますように、

教育現場において、今後より一層金融リテラシーの向上に注力していくのは大変重要なことと考えます。この金融経済教育に関して、岐阜県ではこれまでに様々な関係機関の御協力の下、学齢期の子供たちがお金について正しく学ぶことでその知識をより一層深めることのできるすばらしい取組を進めていただいております。これまで本巣市や高山市、土岐市などで取組が進められており、昨年御担当の丁寧な御案内の下、土岐市の下石小学校を視察させていただきました。その際、御地元の山内先生にも大変お世話になりました。ありがとうございました。

ここでは、六年生五十六人がカードゲームを通して経済の仕組みを学ぶ授業が行われました。民間事業者が講師を務め、五人ほどのグループに分かれて資源、生産物、技術の三種類のカードを使い、利益を生み出していくゲームです。各グループはそれぞれが株式会社として社名を決めるところから始まり、与えられたカードを基に、いかにいいものづくりをして価値を高め、他の会社はどう営業し、交渉するか戦略も練ります。交渉等の結果、売買を成立させ、一円でも高く利益を得てくる。先生方もグループをつくり、先生方だけの会社もある中、子供たちと同様、真剣にもうけを考えるその表情はとても生き生きとされ、テンポのよい動きのある授業は、民間の教育事業者さんならではの工夫のある生きた楽しい授業でありました。こうしたことに児童・生徒自ら挑戦することで、金融経済の仕組みや流れを目的どおり学べている様子でした。

一方、日本ファイナンシャルプランナーズ協会による金融経済教育に携わったことのある教員を対象としたアンケートや、日本証券業協会が金融経済教育の実態調査を行った結果では、約半数の先生方が金融経済教育の専門知識に不安を感じていると回答がある中、岐阜県での取組は専門家をお招きしていることもあって、先生方も何の不安もなく安心な御様子の大変御立派なもので、児童・生徒の様子からは心から授業を楽しむ様子

を感じることができました。民間教育事業者との連携のよさはもちろんのこと、当日までの御案内やその段取りのよさも、入念な計画をはじめ、しっかりと時間をかけてこられた御準備や研究成果に改めて敬意を表し、感謝申し上げます。新年度における展開もとても楽しみにしております。

こうして我が岐阜県においては、質の高い実用性のある授業が展開されていることに、これからさらに進められていく金融経済教育にはますます関心を寄せており、改めて大変重要なことと実感しております。これからも民間事業者や地元の金融機関、銀行、証券会社等とさらに連携を深め、専門家による出前授業などを通じて金融経済教育についてあらゆる側面から学びを広げる取組を我が岐阜県でどんどん進めていっていただきたいと思っています。

そこで、成年年齢の引下げやデジタル化の進展を踏まえ、子供に向けた金融経済教育はますます重要となる中、金融機関や民間事業者等との連携を含め、岐阜県として学校教育と連携した金融経済教育について、今後どのように取り組んでいくのか、環境生活部長にお尋ねし、私からの一般質問を終わりたいと存じます。御清聴、誠にありがとうございました。

(拍手)

○副議長（伊藤秀光君） 知事 江崎禎英君。

〔知事 江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君） まずは、私の健康にまでお気遣いいただきましてありがとうございました。頑張っております。

議員からは、岐阜県関ヶ原古戦場記念館の今後の活用について御質問をいただきましたので、お答えさせて

いただきます。

関ヶ原古戦場は、天下分け目の合戦の場として日本人なら誰でも知っており、アメリカのゲティスバーグ、ベルギーのワテルローとともに世界三大古戦場に位置づけられる貴重な場所でございます。しかしながら、現実には新幹線で通り過ぎる際に看板を目にするんですけれども、日本を代表する観光地になっていないというのが残念ながら実情かと思っております。

一方で、現在県内を訪れる観光客、特に外国人観光客のニーズというのは、有名な観光地を巡り、特産物を買うといった従来型の観光から、自然の中でゆったりとした癒やしの時間を楽しんだり、歴史文化を学び、その精神性に触れるといった体験型観光へと変化しております。

議員御指摘もありましたけれども、折しも現在、ドラマ「SHOGUN」によって世界的に日本の侍文化、これに人気が高まっていることを踏まえまして、関ヶ原の持つ歴史的、文化的価値を再認識してその価値を高めることが必要だと考えております。具体的には、茶の湯だとか座禅、甲冑や日本刀といった武士道に関わる様々な観光資源と組み合わせ、ストーリー性のある観光として実現していくことが重要かと思っております。特にその中では、岐阜城だとか大垣城のほか、先ほどありました南宮大社、さらには養老天命反転地など周辺観光資源との連携を図ることで、この記念館の魅力向上に努めてまいりたいと考えております。

○副議長（伊藤秀光君） 警察本部長 三田豪士君。

〔警察本部長 三田豪士君登壇〕

○警察本部長（三田豪士君） 防犯カメラ設置促進補助事業の総括と今後の補助事業の在り方につきまして、お

答えを申し上げます。

議員御指摘のとおり、今日防犯カメラは犯罪被害の未然防止のほか、犯罪発生時の捜査にも必要不可欠なものでありまして、安全・安心なまちづくりを推進していく上で、言わば治安インフラとして欠くことのできないものとなっております。

令和三年度から二年間、県警察で行いました街頭防犯カメラ設置促進補助事業、県下における防犯カメラの整備、普及の機運を高めるとともに、市町村による同種補助事業の創設や拡充につなげることを目的として実施をしたものでございます。その成果は、先ほど議員からも御紹介いただきましたけれども、この事業を実施した結果、新たに十五の市町におきまして補助事業が創設をされ、令和七年一月末現在、二十七の市町におきまして補助事業が運用をされており、このようなことから事業としては一定の効果があつたものというふうに認識をしております。

岐阜県の地理、環境からいたしますと、やはり特に治安インフラたる防犯カメラの整備の必要性は高いと考えられますことから、県警察といたしましては、引き続き各市町村に対しまして補助事業の創設・拡充への働きかけを行ってまいりますとともに、現に市町村に対する補助事業を実施している他の都道府県の事例などを参考にしながら、補助事業の在り方について県の関係部局と検討を深め、街頭防犯カメラ等の設置促進に向けて取り組んでまいります。

○副議長（伊藤秀光君） 環境生活部長 渡辺幸司君。

〔環境生活部長 渡辺幸司君登壇〕

○環境生活部長（渡辺幸司君） 学校教育と連携した金融経済教育の推進についてお答えをいたします。

学校における金融経済教育は、学習指導要領に基づき、小・中学校では金銭管理などの基礎、高校では生活

設計や資産管理など、社会生活を送る上で必要な知識を習得するために行われています。県が学校教育と連携した取組については金融機関等にも協力をいただき、講座の開催や広報、啓発など様々な活動を実施しております。例えば、学校に金融や経済、法律の専門家を派遣する出前講座を、昨年度は八十三校、約一万人を対象に実施したほか、授業で活用するためのウェブ版の消費者教育副読本を制作しております。

今後は、県教育委員会と連携を図り、教員研修における金融、経済の専門家のさらなる活用を進めるとともに、消費者教育に取り組む岐阜大学とも協働し、授業案を盛り込んだ教員向けカリキュラムを開発することを検討してまいります。さらに、議員が小学校で御覧になられました指導方法を実践・研究し、各学校に普及させる金融経済教育研究校の取組についても、成年年齢の引下げを踏まえ、高校にその対象を拡大してまいります。

+++++

○副議長（伊藤秀光君） 以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

明日は午前十時までに御参集願います。

明日の日程は追って配付します。

本日はこれをもって散会いたします。

午後三時十二分散会

第三号 三月六日

+++++